

令和元年12月19日

第17回「総理主催桜を見る会追及本部」

一、宿題返し

二、田辺よし子下関市議からのヒアリング

三、ジャパンライフ弁護団長からのヒアリング

2019年12月19日(木)

第17回 総理主催「桜を見る会」追及本部
省庁出席者

■内閣府

大臣官房総務課長

大臣官房公文書管理課長

■内閣官房

内閣総務官室内閣参事官

■消費者庁

総務課長

取引対策課長

■警察庁

刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課理事官

■総務省

自治行政局選挙部選挙課長

自治行政局選挙部政治資金課長

第16回 総理主催「桜を見る会」追及本部ヒアリング 宿題項目

(内閣府)

1. 令和元年10月28日の保存表改正について、文書管理責任者（人事課長）のご出席をお願いします。また、決裁を行わずに内規の改正を行ってよいとする根拠規定、人事課内での意思決定手続に関する根拠規定を示してください。
2. シンククライアントシステム導入に際し作成した提案依頼書（RFP）、仕様書・契約書を提出するしてください。セキュリティ面での精査に時間がかかる場合、取り急ぎシステム導入時に企業と締結した契約書内の秘密保持契約に関する部分のみ提出してください。また、精査の過程で作られている文書を提出してください。
3. シンククライアントシステム導入時の契約書中、データ復元に関わる条文を示してください。
4. シンククライアントシステムにてサーバーに保存されているデータは暗号化されていますか。なお、第14回のヒアリングでは「確認中」とご答弁されましたが、事業者との確認のメールのやりとりもあわせてご提出ください。
5. 平成31年度の招待者名簿の電子データ破棄に関わる端末のログを調査、提出してください。担当職員に聞き取りをした際のメモもご提出ください。それ以前のものについてもいつごろ破棄したのか、可能な限り調べて報告してください。また、監査役のご出席もお願いします。
6. 「60」は総理枠なのか、平成31年度の担当者に確認してください。
7. 招待状について、業務委託の入札に関わる書類をご提出ください。また、名簿作成の具体的な手順が記載された文書を提出してください。
8. バックアップデータが何らかの方法で外部に流出した場合、行政文書でないのならどのように責任を取るのか、文書で教えてください。
9. 内閣府から安倍事務所へ、前夜祭の明細書を再発行してもらうようにニューオータニに求めるようお願いしてください。公開前提でないもので結構です。
10. 追及チームの第1回ヒアリングに出席されていた馬場参事官がその後出席されていないようですが、どのような業務状況によりご出席できなくなっているのか、ペーパーでご説明ください。
11. 桜を見る会の開始1時間前に安倍総理、明恵夫人、後援会一行が新宿御苑に入ることをご認めた法的根拠、制度的根拠を示してください。なお、第12回のヒアリングでは「法的根拠・制度的根拠はない」とご答弁されていましたが、そのご答弁をペーパーで提出してください。
12. 平成26年度「桜を見る会」の飲食業者選定時の稟議書をご提出ください。

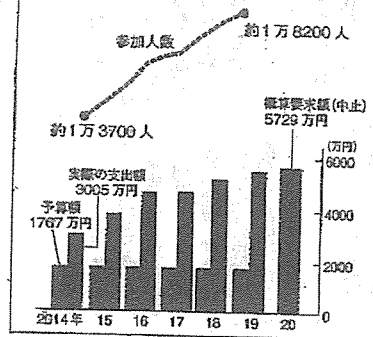
(消費者庁)

13. 大門議員提出の「消費者庁の内部文書」は実際に消費者庁の内部文書ですか。この「内部文書」に記載されている「政治的背景による余波の懸念」との文言の意味について、当時の担当者に聴き取り調査をし、確認すること。

14. ジャパンライフの行政処分前に、国会議員からジャパンライフに関連する問い合わせはありましたか。記録の提出をお願いします。

二転三転する私物化の釈明

「彼を見る会」の参加人数と予算の推移



実態は公費使った選挙活動

下関で支持者呼びび 統治機構の腐敗極まる

安倍首相主催の「彼を見る会」をめぐって、選挙活動が三転したり、異なればならぬ釈明のオンパレードで、毎々何らかの政経疑惑が浮き彫りにされている。下関市で支持者を呼びび、前夜祭をするパーティーで山口県から出かけた支持者への大規模な贈り物も、不正行跡を指摘された。国会で口論を繰り返す中、証人の公文書は「コレクター」たがって、首相は「たまたま」の権力者を守る一途を繰り返している。規制委員などが証言をめぐって、口上を繰り返している。安倍首相は「たまたま」の権力者を守る一途を繰り返している。規制委員などが証言をめぐって、口上を繰り返している。

「彼を見る会」巡る顛末に見る

彼を見る会が、六七年前に設立された。前年一九五三年から東京・新宿御苑に開演されてきた首相主催の公的行事であり、政府は「内閣総理大臣が各界において功績、功勞のあった方々を招き、口上の御苦労を慰労するとともに親しく懇談する」(政府答弁書)と、これを位置づけ、皇族や国会議員、都道府県知事、国会議員をはじめ「各界の代表者等」約一万人を招いて酒肴費等を負担した。

「たまたま」の権力者を守る一途を繰り返している。安倍首相は「たまたま」の権力者を守る一途を繰り返している。規制委員などが証言をめぐって、口上を繰り返している。



安倍首相



荒井太郎

疑惑にまみれた前夜祭

手置たのびの音

「彼を見る会」の前身は、一九五三年から東京・新宿御苑に開演されてきた首相主催の公的行事であり、政府は「内閣総理大臣が各界において功績、功勞のあった方々を招き、口上の御苦労を慰労するとともに親しく懇談する」(政府答弁書)と、これを位置づけ、皇族や国会議員、都道府県知事、国会議員をはじめ「各界の代表者等」約一万人を招いて酒肴費等を負担した。

「たまたま」の権力者を守る一途を繰り返している。安倍首相は「たまたま」の権力者を守る一途を繰り返している。規制委員などが証言をめぐって、口上を繰り返している。



長周新聞社
 下関市田中町10番2号
 電話 083(222)9377(代表)
 F A X 083(222)9399
 メールアドレス info@chocyu-journal.jp
 振込口座 01540-0-11658
 週3回刊 月ぎめ 1500円
 1部120円 郵送料1ヵ月550円

関西各局
 京都市左京区吉田近衛26
 電話 075(761)3040
 F A X (電話と兼用)
 名古屋 中村区瑞穂町 2-04-12
 電話 052(414)1250
 富山 富山市大塚 95
 電話 076(434)6887
 岡山 倉敷市西中新田320-16
 電話 086(425)5927
 沖縄 浦添市仲根1-2-8-102
 電話 098(878)1805
 山口 山口市平井377-2-203
 電話 083(925)0771
 F A X 083(922)6604
 岩国市三笠町3-8-3
 電話 0827(21)6837
 宇部市 宇部市中尾1-7-27
 電話 0836(31)2229
 秋田市 秋田大学椿東4504 番地
 電話 0838(22)2566



山本氏等の演説の場面(二)

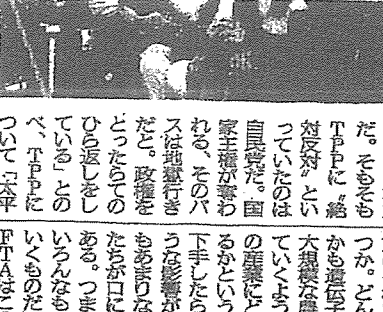
山本氏等の演説の場面(二)

山本氏等の演説の場面(二) 山本氏等の演説の場面(二) 山本氏等の演説の場面(二)...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...



山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら... 山本氏等、今彼ら...

戦後日本人民の魂を詩う 儀永秀雄の世界 詩・評論・童話など六〇編 長周新聞社

意外と中は質素で過剰に振る舞っていないし、必要最低限だと思っていますし、私はそこに全く違和感はないですよ。で、総理主催でしょ？ この国は民主主義ですよ。ある程度の権限が与えられておかしくないと思いますけどね。逆に私たちが民主党政権の時に、一步も踏み入れなかったのも仕方ないと思ってますもん。自分たちの政策が国民の支持を得られなかったからでしょ？ それはジェラシーでもなく、甘んじて受け入れた。選挙で勝って主催になって、多くの方に喜んでもらえるのって悪いことですか？ そして総理大臣になったら我々有権者は会えませんからね。他の代議士みたいに。声を届けたくても届けられない。そういう方が地方で耐えて耐えて地方で歯食いしばって、自分が何十年も頑張って応援してきた代議士がトップを取って、招待状が届いて、やっぱり今まで応援してきたよかつたなって、いいじゃないですか。そういうなんか、人情的な感覚というのは公金を扱ってルールにのっとって正しくやっていく中では、あまり言っちゃいけないのかもしれないけど、そういうのもあっていいんじゃないですか。そのおじいちゃんたちの家にいったら、桜の会の升を玄関に飾ってますよ。来年も行けるかなってもう1年、元気に生きなきゃいけないって楽しみにしているわけですよ。そういう実情を、都会の国会議員はわかってんのかなって思いますけどね。特に野党議員。

4
——市長に就任した後も毎年行っているか
行っています。3回とも政務で。

——どちらから招待が来たか
総理大臣からじゃないですか。

——「功績・論功のあった方」が対象ですが、市長就任後はどのようなお立場で
それはどうなんでしょうね。分かりません。

——参加したのにどうしてお立場で参加したか分からないのか
地元市長じゃないですかね。

——どちらからの招待か。安倍事務所か
いえいえ。何ですかそれ。

——公務じゃなく政務なら、地元市長として参加したのか
分かりません。元秘書かもしれませんね。

桜を見る会 安倍首相の元秘書・下関市長はこう答えた…定例記者会見・一問一答

安倍晋三首相の秘書を務めた山口県下関市の前田晋太郎市長は18日、定例記者会見で「桜を見る会」について質問に答えた。前田市長は安倍事務所における参加者の取りまとめについて言及を避けたが、「何十年も応援した代議士がトップを取り、招待状が届いて、今まで応援してきたよかつたなって、いいじゃないですか」と述べ、安倍首相の地元支援者を招待することを擁護した。主なやり取りは次の通り。

【近藤綾加】

——一連の報道をどう受け止めているか？

野党側のやりとりを見ていると、いよいよネタが尽きたのかなというところと、災害対応とか我々地方が今苦しんでいる状況を国会で議論していただきたい。それから、議論の軸が当日の桜を見る会から前夜祭（夕食会）に移ったりしているが、領収書などお金のやりとりは適正にやっていると本人や事務所が主張している以上、公職選挙法（違反）には当たらない。問題は人数が多くなったことなどになってくるのかなと。ただ、規定で上限ってあるんですか。ないでしょ？ 税金でっていう言い方するんだったら、最初に開催した昔の首相からおかしな話なんじゃないですか。

——人選についてはどうか？

そこらへんになるとあまり言わない方がいいね。

——規模が大きくなりすぎたという指摘については？

私が行ってみて思うことは、やっぱり70、80歳のおじいちゃん・おばあちゃんたちがネクタイぴしっとして、着物着て、人生一番の大勝負で新宿御苑に向かうんですよ。あの時、あの喜んで行っている姿を見ると地方を元気にしてくれている会だなんて思っていました。我々、地方の人間が新宿御苑に足を踏み入れることなんてなかなかできないんですよ。ものすごく名誉なことを受けている方が増えていくのは悪いことなんですかね。

——費用が増えていることが指摘されている

主に飲食費と警備費だと（認識している）。警備は必要だと思います。飲食費って、焼き鳥がちよろっとあるだけ。僕なんて7、8回行って、焼き鳥1本しか食ってないですよ。お酒が出ているって飲み放題じゃないですよ。ちょこっとあるぐらい。外から見たら派手で豪華絢爛（けんらん）な雰囲気かもしれないが、

——官房長官時代の秘書として行ったのか

それまでも後援会として行っているが、初めて同行したのが官房長官時代の2006年。初回はよく覚えている。いろんな景色が新鮮だったのでよく覚えている。よく覚えているというのは皆さん同じで、名誉な思い出を胸に人生頑張っていけるわけですよ。

——官房長官時代に行った人に聞くと、市域ではこういう枠があったとか、郡部で何組という枠があったという話がある

その人って誰ですか。事務所の関係者じゃないでしょ、皆さんそういう中途半端な情報をネタに議論するのやめましょうよ。それって組織の中でグループ分けで順番にお弁当食べる話ですよ。ルールが決まっているわけじゃないし、大したことじゃない。ある程度事務所も大変ですよ、人を選んでいくのがね。どちらかという後半は行った人が……いや、やっぱりやめます。

——途中でやめるのやめましょうよ。言葉変えてもいいですから

いや言えない。

——夕食会は参加費の妥当性が指摘されている

すしなんか出たことないですよ。何なんですか、あのなんとかずして。ああいう全くその情報を流している野党を追及してくださいよ。変な伝票出てきたり。全部作りネタじゃないですか。おかしいですよ。

——前夜祭の参加費が安すぎるという認識はないか

ないですよ。だって、豪華ですよニューオータニとか。分からないですよ、僕たちそんなの。できるでしょ？ だって。できんっていうなら東京の価格基準おかしい。ほとんど食べませんからね。立食ですよ。皆さん勘違いしているかもしれないけど、席とテーブルがあって順番に料理が出てくるわけじゃなくて、立食で料理並んでるの取るだけですだからね。5000円の考え方で存在するんじゃないですか。そういうシステムは。

——これまでに総理から数ほどどうこうとか、人選がどうとか何か言われたことは？

そんなの分からない。秘書時代、僕下っ端ですから分からないですよ。

——この人は呼んでおいてくれとか

ないですよ、そんなの。まめな方ですが、さすがにそこまでできませんよ。それは周りが考えることで。

——中止の判断の受け止めは

いろいろと今回、問題として取り上げていることを解決してもらい、再開してもらうことが日本にとってはいいことではないかと思います。

——園遊会と一本化したらいいいのではなど桜を見る会の役割は終わったのではという意見がある

そんなこと思わないですけどね。全然違うでしょ、趣旨が。もっと敷居が低く……。園遊会に出るって相当……何%の人が出られるんですか。私も自信ないですよ。桜の会なら地元の国会議員が将来活躍してくれて、そのためにするわけじゃないですけどね。僕はいいと思いますけどね。

——他の政権でもそう言えるのか。

当たり前ですよ、そんなの。民主党がやっていた時は僕ら一步も近づけなかった。この国はそういう制度で存在するわけで仕方ないですよ。もちろん安倍さん以外でもやるべきですよ。

——公私混同の指摘があるが、政治家としてどう思うか

難しいですね。総理が判断していることで、私が言うことではないので。

——秘書時代、前田市長自身もいろんな方に声かけしていたのか

うーん、それはちょっと事務所の中のことなので言えないですね。

——とりまとめについては言えないのか

うーん。よく分からないですね。

——内閣府主催のものを政治家の事務所が仲介していることについてはどうか。どこが政権を取っていても市長の主張はぶれないか

後半の部分はそうですね。前半は政治家でありながら、要は官の人間ですからね。その境界目が難しいから公職選挙法が存在して、公私のフェジーなどところの取り決めがあるわけで。線を引いているようで今回のように難しいわけじゃないですか。足がピロッと出て指摘されたり。そこは私の浅知恵ではよく分かりません。あとは決める人が決めれば。桜を見る会は地方を元気にする、政治家が頑張っていける、有権者が信じていけるいい取り組みだと思っていますし、これからもそうあるべきだと思います。

桜を見る会首相地元枠 「任期長いと付き合いも」

各界で功績や功労のあった人らが呼ばれるはずの「桜を見る会」の招待に、安倍首相のお膝元、山口県下関市の自民系市議が関与していた。東京・新宿御苑での晴れ舞台への出席機会の提供が支持固めに使われていた実態が浮かび、疑いを受けた地元関係者からも「選挙目当てではないか」と声が上がった。

元秘書の市長「総理いじめ」

首相を支持する市内の団体のメンバーは、自民系市議から今年の桜を見る会に参加の打診があったと明かす。「参加できますけど、行きますか。行くんだったら私が取りまとめます」。市議はこう話したという。

このメンバーによると、3年ほど前までは呼ばれて当然と思える名士が招かれたが、最近では「誰でも構わないぐらいに、本当に一般の人が呼ばれている」という。「今春の統一地方選の前だったと思う。事務所の支持なのか、市議が自分の票がほしくて会を使ったのか……」といかぶった。

市議らの招待に明確な基準はなかったとみられ、複数回支援者を招いた別の市議は「支持固め」との批判について「そりゃあ全然知らん人は連れていかれんやろうね」と否定しなかった。複数の自民系市議によると、安倍事務所名の申込書は安倍首相に近いとされる会派を通してもらった。「コピーしてご利用ください」とある文面の通り、コピーし支援者らの氏名、住所などを書いて出せば安倍事務所を通して内閣府に推薦され、招待状が届く仕組みとみられる。

「そりゃさ、その時は喜ばれたよ」。自身の支援者を招待した自民系市議はこう振り返る。ただ後援会の夕食に参加した800人の多くが桜を見る会に招かれるなどの地元優遇が批判を浴び、苦い表情で付け加えた。「(支援者を招待したことを)後悔しているよ。今はこんな問題になっているから。なんだか申し訳ない」

市議からの申込書をどう取りまとめたかについて、毎日新聞は安倍事務所に尋ねたが18日午後5時時点で回答はない。ただ、ある事務所関係者は「事務所側が費用を負担しないので、断る理由がない。任期が長いと付き合いも広がり人数がどうしても増える」と話し、人数膨張の問題は認識していたようだ。安倍事務所では秘書経験がある下関市の前田晋太郎市長は17日、取材に「はっきり言って総理いじめ」と首相を擁護しつつ、「安倍事務所は(参加者が)非常に増えていくことを恐れてもいた。事務所のフィルターをかけていた」と一定の選考をしていた可能性もにじませた。

——じゃあ人選は事務所？

分かりません。

——事務所が考えていた？

いや、分かりませんよ。そりゃ当然、総理と事務所とで考えるでしょうけど。分かりませんよ、僕、事務所長じゃないですから。そこ考えて皆さん出してくださいよ。

——市長は事務所のツアーに参加した？

ない。政務で空いた時間に顔を出す。

——歴代で最長の政権になります

胸張ってやりますよ。本当、よくここまで来られたなど。夢のよう。日にちよりも今は、つわものぞろいの世界中のトップの中で真ん中に立っていているのがうれしいですね。プーチンと話できて、トランプと話できて、習近平と話ができてって安倍さんくらいじゃないですか。居てくれるだけでいいんじゃないかと思うんですけど。

見出し：「地方に元気を与えてくれる会。悪いことなのか」

「桜を見る会」について、安倍首相の元秘書で、山口県下関市の前田晋太郎市長は18日、「70歳、80歳のおじいちゃん、おばあちゃんたちがうれしそうに新宿御苑に向かう。ものすごく地方に元気を与えてくれる会と思っている。そんな名誉なことを受ける方々が増えていくことは悪いことなのか」などと述べた。この日の定例会見で話した。

「桜を見る会」を巡っては、招待者の選定基準などへの批判が高まり、政府は招待の基準の明確化やプロセスの透明化、予算額や招待人数の4項目を中心に見直すとしている。

前田氏自身は安倍氏が官房長官だった2006年、秘書として初めて参加。市長就任後、今春まで3年連続で前日の夕食会から出席したという。「意外と中身は質素で、そんなに過剰に振る舞っているわけではない。必要最小限と思うし、違和感はない。総理大臣にある程度の権限が与えられている」と語った。来年度は中止されるが「問題として取り上げられていることを解決してもらって、再開してもらおうことが日本にとっていいことではないか」と述べた。

一方、同市は20日、安倍首相の通算在任期間が憲政史上最長となるのを祝い、市役所庁舎に横断幕を掲げる準備を進めている。前田市長は「胸を張ってやる」としている。ただ、市職員からは「逆風の中でタイミングが悪い」との声も聞かれる。

(2019年11月19日朝日新聞朝刊・社会)

規模の拡大は「悪いことか」 桜を見る会 下関市長

安倍晋三首相（山口4区）の地元後援会の関係者が多数招かれた「桜を見る会」を巡り、首相の元秘書である前田晋太郎市長は18日、定例会見で市長就任後も毎年参加したと明らかにした。会の規模拡大について「名誉を受け方が増えるのが悪いことなのか」と擁護した。

前田市長は、秘書時代の2006年が初参加だったとし「(安倍氏が)官房長官になり枠が増えた。秘書が足りなかった」と説明。「地元喜んでもらうのが悪いことなのか」と野党側の追及を批判した。

(2019年11月19日中国新聞朝刊・地域)

見出し：「名誉な方増えて悪いのか」 「桜を見る会」巡り市長発言

下関市の前田市長は18日の定例会見で、安倍首相主催の「桜を見る会」に地元からの参加者が多いとの指摘に対し、「名誉なことを受ける方々が増えていくのが悪いことなんですか」と述べた。

前田市長は安倍首相の元秘書。会見で2017年の市長就任以降、自身も毎年、同会に参加していることを明らかにし、「おじいちゃん、おばあちゃんが本当にうれしそうにネクタイをびしっと締めて、きれいな着物を着て、新宿御苑に向かう。地方に元気を与えてくれる会だと、ずっと思っていた」と強調した。さらに、「選挙で勝って支持を得て、主催になって、地元の方々に喜んでもらうことが悪いことですかね」と持論を展開した。

来年度の開催中止について「課題を抽出してもらって再開してもらおうことが、日本にとっていいことと思う」と述べた。

また、衆参両院の予算委員会での集中審議を求めている野党に対しては「いよいよネタが尽きたのかなど。災害対応とか、我々地方が今苦しんでいる状況をしっかり国会で議論していただきたい」と訴えた。

(2019年11月19日読売新聞朝刊・政治)

見出し：「課題解決し再開を」 桜を見る会で下関市長

安倍晋三首相主催の「桜を見る会」について、安倍首相の地元、下関市の前田晋太郎市長は18日の定例会見で「課題を解決して再開してもらおうことが日本にとって良いこと」との見解を示した。

前田市長は安倍首相の元秘書。秘書時代に会に同行したことがあり、2017年の市長就任以降も毎年参加している。会に参加した高齢者の喜ぶ姿が印象に残っているとし、「地方を元気にする、政治家が頑張っている、有権者が信じていける良い取り組みだと思う。これからもそうあるべきだ」と述べた。

会への参加者が年々増加しているという指摘については、「名誉なことを受ける人が増えることがそんなに悪いことなのか。首相主催なので、ある程度の権限を与えられてもおかしくないと思う。同様の事案がどの政党の誰が首相であった場合でも理解する」などと語った。

(2019年11月19日山口新聞朝刊・県内社会)

尊重し擁護する義務を負う。

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

たり、その奥さんというだけで、何の信任も国民から得ていない、ただのおばあさんが、勝手に推薦して遇したりするのを、メディアは「税金の私物化」と伝えています。

しかし、この言葉も若い人たちにはピンとこない様子でした。国語力が体質的に低下しているのかもしれませんが。

これは、要するに「特権階級気取り」、何の根拠もないのに、勝手に人さまの財産を流用し、財貨と名誉を好き勝手にもて遊ぶ、「貴族ごっこ」でしょう。

さらに、何千万、何億円というお金を浪費し、自分の選挙地盤固めに悪用したとんでもない「泥棒」であることを、はっきり指摘する必要があります。

憲法第14条

- ① すべて国民は、法の下での平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 荣誉、勲章その他の栄典（えいてん）の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

栄典（えいてん）：憲法第7条に基づき、内閣の助言と承認により天皇が授与する勲章

褒章（ほうしょう）：日本の栄典の一つ。社会や公共の福祉、文化などに貢献した者を顕彰するため、天皇から対象者に授与される。

憲法第98条

- ① この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅（しよくちよく）及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

憲法第99条

天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を

特権を与えている

岩井幸信・日本大学教授（政治学）の話 桜を見る会はいつからか、誰でも構わず呼べる状況となっていて選挙区サービスの道具になっている。市議が桜を見る会に招待できるなら「支援すると桜を見る会に行ける」というご褒美となり、（市議に）特権を与えているということだ、どれだけ安倍首相がこの会を私物化していたかを示している。

（2019年11月19日毎日新聞朝刊・社会）

桜を見る会 安倍首相の元秘書・下関市長はこう答えた

…定例記者会見・一問一答

安倍晋三首相の秘書を務めた山口県下関市の前田晋太郎市長は18日、定例記者会見で「桜を見る会」について質問に答えた。前田市長は安倍事務所における参加者の取りまとめについて言及を避けたが、「何十年も応援した代議士がトップを取り、招待状が届いて、今まで応援してきたよかったなって、いいじゃないですか」と述べ、安倍首相の地元支援者を招待することを擁護した。主なやり取りは次の通り。

【近藤綾加】

——一連の報道をどう受け止めているか？

野党側のやりとりを見てみると、いよいよネタが尽きたのかなというところと、災害対応とか我々地方が今苦しんでいる状況を国会で議論していただきたい。それから、議論の軸が当日の桜を見る会から前夜祭（夕食会）に移ったりしているが、領収書などお金のやりとりは適正にやっていると本人や事務所が主張している以上、公職選挙法（違反）には当たらない。問題は人数が多くなったことなどになってくるのかなと。ただ、規定で上限があるんですか。ないでしょ？税金でっていう言い方するんだったら、最初に開催した昔の首相からおかしな話なんじゃないですか。

——人選についてはどうか？

そこらへんになるとあまり言わない方がいいね。

——規模が大きくなりすぎたという指摘については？

私が行ってみて思うことは、やっぱり70、80歳のおじいちゃん・おばあちゃんたちがネクタイびしっとしめて、着物着て、人生一番の大勝負で新宿御苑に向

市長：総理主催でしょ？この園は民主主義ですよ。ある程度の権限が与えられておかしくないと思いますけどね。逆に私たちが民主党政権の時に、一歩も踏み入れなかったのも仕方ないと思ってますもん。自分たちの政策が国民の支持を得られなかったからでしょ？それはジェラシーでもなく、甘んじて受け入れた。選挙で勝って主催になって、多くの方に喜んでもらえるのって悪いことですか？

明らかに悪いことなのですが、それが本当に分かっていないらしい。公職にある者として、公式に謝罪が必要なことを無自覚に、息をするように発言しています。

市長：そういう方が地方で耐えて耐えて地方で喰いしばって、自分が何十年も頑張ってきた代議士がトップを取って、招待状が届いて、やっぱり今まで応援してきたよかったなって、いいじゃないですか。

そういうなんか、人情的な感覚というのは公金を扱ってルールにのっとって正しくやっていく中では、あまり言っちゃいけないのかもしれないけれど、そういうのもあっていいんじゃないですか。

はっきり、良くないんですね。憲法の条文に照らして、白黒はっきりさせておきましょう。

日本国憲法第60条（予算）

- ① 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
- ② 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

衆議院議員に選ばれること、さらにその衆議院で過半数を制して国政のトップに立つということは、全国民が立場に応じて平等に収める「税金」の使途を決定できる、巨大な力を把握することを意味します。

「桜を見る会」は、そもそもは大使館員などを遇する場で、都道府県知事であっても毎年呼ばれて集中することは避けられ、文化勲章など栄典相当の功労があった人を、国家全体の予算を用いて顕彰し、その参加者名簿も10年単位で保存されるべき、素晴らしい名誉でありました、元来は。

それを、一地方の代議士が、自分の選挙区から1000人もまとめて招待し

それはどうなのでしょうね。分かりません。

——参加したのにどういうお立場で参加したか分からないのか
地元市長じゃないですかね。

——どちらからの招待か。安倍事務所か
いえいえ。何ですかそれ。

——公務じゃなく政務なら、地元市長として参加したのか
分かりません。元秘書かもしれませんね。

——中止の判断の受け止めは
いろいろと今回、問題として取り上げていることを解決してもらい、再開して
もらうことが日本にとってはいいことではないかと思えます。

——園遊会と一本化したらいいのではなど様を見る会の役割は終わったのでは
という意見がある
そんなこと思わないですけどね。全然違うでしょ、趣旨が。もっと敷居が低く
……。園遊会に出るって相当……何%の人が出られるんですか。私も自備ない
ですよ。桜の会なら地元の国会議員が将来活躍してくれて、そのためにするわ
けじゃないですけどね。僕はいいと思えますけどね。

——他の政権でもそう言えるのか。
当たり前ですよ、そんなの。民主党がやっていた時は僕ら一步も近づけなかつ
た。この回はそういう制度で存在するわけで仕方ないですよ。もちろん安倍
さん以外でもやるべきですよ。

——公私混同の指摘があるが、政治家としてどう思うか
難しいですね。総理が判断していることで、私が言うことではないので。

——秘書時代、前田市長自身もいろんな方に声かけしていたのか
うーん、それはちょっと事務所の中のことなので言えないですね。

——とりまとめについては言えないのか
うーん。よく分かりません。

かうんですよ。あの時、あの喜んで行っている姿を見ると地方を元気にしてく
れている会だなんて思っていました。我々、地方の人間が新宿御苑に足を踏み入
れることなんてなかなかできないんですよ。ものすごく名誉なことを受けてい
る方が増えていくのは悪いことなんですかね。

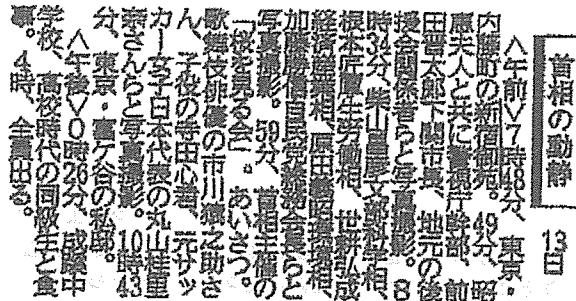
——費用が増えていることが指摘されている
主に飲食費と警備費だと（認識している）。警備は必要だと思います。飲食費つ
て、焼き鳥がちよろつとあるだけ。僕なんて7、8回行って、焼き鳥1本しか食
ってないですよ。お酒が出ているって飲み放題じゃないですよ。ちよこつとあ
るぐらい。外から見たら派手で豪華絢爛（けんらん）な雰囲気かもしれないが、
意外と中は質素で過剰に振る舞っていないし、必要最低限だと思っていますし、
私はそこに全く違和感はないですよ。で、総理主催でしょ？ この回は民主主
義ですよ。ある程度の権限が与えられておかしくないと思えますけどね。逆に
私たちが民主党政権の時に、一步も踏み入れなかったのも仕方ないと思ってま
すもん。自分たちの政策が国民の支持を得られなかったからでしょ？ それは
ジェラシーでもなく、甘んじて受け入れた。選挙で勝って主催になって、多く
の方に喜んでもらえるのって悪いことですか？ そして総理大臣になったら
我々有権者は会えませんからね。他の代議士みたいに。声を届けたくても届け
られない。そういう方が地方で耐えて耐えて地方で奮闘しっぱって、自分が何
十年も頑張ってきた代議士がトップを取って、招待状が届いて、やっ
ぱり今まで応援してきた代議士がトップを取って、招待状が届いて、やっ
ぱり今まで応援してきてよかったなって、いいじゃないですか。そういうなん
か、人情的な感覚というのは公金を扱ってルールにのっとって正しくやってい
く中では、あまり言っちゃいけないのかもしれないけど、そういうのもあって
いいんじゃないですか。そのおじいちゃんたちの家にいったら、桜の会の升を
玄関に飾ってますよ。来年も行けるかなってもう1年、元気に生きなきゃいけ
なくなって楽しみにしているわけですよ。そういう実情を、都会の国会議員はわ
かってんのかなって思えますけどね。特に野党議員。

——市長に就任した後も毎年行っているか
行っています。3回とも政務で。

——どちらから招待が来たか
総理大臣からじゃないですか。

——「功績・論功のあった方」が対象ですが、市長就任後はどのようなお立場
で

中国新聞 2019年4月14日 日曜日 内政・総合 162ページ



先ほどお電話した「首相の動静」の記事をお送りします。過去分を調べたところ、市長当選後の2018、19年に「桜を見る会」当日の首相スケジュールで市長の名前がありました。市長選のあった17年に名前はなし。ただ、前田市長本人は17年の参加も認めています。取り急ぎ、ご連絡まで。

市長：我々、地方の人間が新宿御苑に足を踏み入れることなんかなかなか出来ないですよ。ものすごく名誉なことを受けている方が増えていくのは悪いことなんですかね。

※新宿御苑は、環境省所管の庭園で、毎週月曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き、一般500円で、65歳以上と学生250円の入場料を払えば誰でも入ることが出来る。3月25日から4月24日までと11月1日から15日までについては、月曜日も休まず開園している。また、ゴールデンウィークや環境の日については無料開園日となっている。
※「桜を見る会」開催中は招待客のみが入園できる。（今年は午前8時30分から10時30分）。一般客は10時30分からの入園となっている。

「桜を見る会」への招待は、叙勲にも匹敵する「栄典」相当の名誉で、きちんと評価がなされ、平等に選ばれるのなら、まことに結構なことです。

問題は、内閣総理大臣やその配偶者が、選挙地盤である下関だけに税金を使って「元気にしてくれている」ことです。

山口4区に相当する下関・長門を中心に、総理の推薦でおよそ1000人が恣意的に招待され、またその夫人が地元で「幅広く参加者を募る中で」「推薦」することで、勲章にも匹敵する名誉が勝手に安売りされている。

そうしたことに無感覚なまま、よくもまあ市長など恥ずかし気もなく続けられたものだと思えました。

およそ民主主義の権威を理解していないわけですが、さらに

「民主主義（デモクラシー）」の語源は、ギリシャ語の「デモス（人民）」である。民主主義国においては、立法者や政府ではなく、国民に主権がある。世界各地のさまざまな民主主義制度には微妙な違いがあるが、民主主義政府を他の形態の政府と区別する一定の原則と慣行が存在する。

民主主義とは、市民が直接、もしくは自由選挙で選ばれた代表を通じて、権限を行使し、市民としての義務を遂行する統治形態である。

おかしい。ほとんど食べませんからね。立食ですよ。皆さん勘違いしているかもしれないけど、席とテーブルがあって順番に料理が出てくるわけじゃなくて、立食で料理並んでるの取るだけですからね。5000 円の考え方って存在するんじゃないですか。そういうシステムは。

——これまでに総理から教はどうこうとか、人選がどうとか何か言われたことは？

そんなの分からない。秘書時代、僕下っ端ですから分からないですよ。

——この人は呼んでおいてくれとか

ないですよ、そんなの。まめな方ですが、さすがにそこまでできないですよ。それは周りが考えることで。

——じゃあ人選は事務所？

分かりません。

——事務所が考えていた？

いや、分かりませんよ。そりゃ当然、総理と事務所とで考えるでしょうけど。分かりませんよ、僕、事務所長じゃないですから。そこ考えて皆さん出してくださいよ。

——市長は事務所のツアーに参加した？

ない。政務で空いた時間に顔を出す。

——歴代で最長の政権になります

胸張ってやりますよ。本当、よくここまで来られたなど。夢のよう。日にちよりも今は、つわものぞろいの世界中のトップの中で真ん中に立ってあげられているのがうれしいですね。プーチンと話できて、トランプと話できて、習近平と話できてって安倍さんくらいじゃないですか。居てくれるだけでいいんじゃないかと思うんですけど。

——内閣府主催のものを政治家の事務所が仲介していることについてはどうか。どこが政権を取っていても市長の主張はぶれないか
後半の部分はそうですね。前半は政治家でありながら、要は官の人間ですからね。その境目が難しいから公職選挙法が存在して、公私のファジーなところの取り決めがあるわけで。線を引いているようで今回のように難しいわけじゃないですか。足がピロッと出て指摘されたり。そこは私の浅知恵ではよく分かりません。あとは決める人が決めれば。桜を見る会は地方を元気にする、政治家が頑張っていける、有権者が僭じていけるいい取り組みだと思っていますし、これからもそうあるべきだと思います。

——官房長官時代の秘書として行ったのか

それまでも後援会として行っているが。初めて同行したのが官房長官時代の2006年。初回はよく覚えている。いろんな景色が新鮮だったのでよく覚えている。よく覚えているというのは皆さん同じで、名譽な思い出を胸に人生頑張っていけるわけですよ。

——官房長官時代に行った人に聞くと、市域ではこういう枠があったとか、郡部で何組という枠があったという話がある

その人って誰ですか。事務所の関係者じゃないでしょ、皆さんそういう中途半端な情報をネタに議論するのやめましょうよ。それって組織の中でグループ分けて順番にお弁当食べる話ですよ。ルールが決まっているわけじゃないし、大したことじゃない。ある程度事務所も大変ですよ、人を選んでいくのがね。どちらかという後半は行った人が……いや、やっぱりやめます。

——途中でやめるのやめましょうよ。言葉変えてもいいですからいや言えない。

——夕食会は参加費の妥当性が指摘されている

すしなんか出たことないですよ。何なんですか、あのなんとかずして。ああいう金くうその情報を流している野党を遍及してくださいよ。変な伝票出てきたり。全部作りネタじゃないですか。おかしいですよ。

——前夜祭の参加費が安すぎるという認識はないか

ないですよ。だって、豪華ですよニューオータニとか。分からないですよ、僕たちそんなの。できるでしょ？ だって。できんっていうなら東京の価格基準

中国新聞 2018年4月22日 日曜日 内政・総合 16 2ページ

首相の動静

21日

△午前▽7時48分、東京・内藤町の新宿御苑。49分、昭恵夫人と共に吉田直正警視總監ら警視庁幹部、前田晋太郎下関市長、地元の後援会関係者らと写真撮影。8時54分、首相主催の「桜を見る会」。あいさつ。将棋の加藤一二三・九段、スピードスケート女子の高木美帆選手、歌手のピコ太郎さんらと写真撮影。10時11分、報道各社のインタビュー。37分、東京・葛ヶ谷の私邸。11時55分、成蹊小時代の同級生と食事。

△午後▽5時12分、公邸。徳海。

熱

高知県知事選 応援に入って 衆知事選に統 傑任や「桜 り、与党側も

与党側には、じわじわと危 機感も漂う。

「いよいよ大終盤。何とこ ても当選させてほしい」 菅義偉官房長官は17日、 高知市内での街頭演説で力 を込めた。隣には、自民、 公明両党が推薦する元総務 官僚の浜田省司氏(56)。菅 氏は自身が提唱した「ふる さと納税」などの施策を引 き合いた、浜田氏への支持 を呼びかけた。

知名度のある 者。終盤には 奥代表も入る

その知事選で 示をさせた」 との手応えを 年内に予定 対決の最後の 勝負をさらに定 の思惑があ

衆議民間試験 徴を見る会 世には逆風が は香美市での 相東して、安 けるまで頑 と断えた。

自民党内では「共産系候補に食けるわけがない」(党幹部)との楽観論も根強いが、政権を直撃する問題が続き、風向きを気にする声も上がり始めた。下村博文選挙対策委員長は19日に急ぎよ、高知入りすることを決定。現地で緊急の対策会議を開く。

下村氏は18日、記者団を前に、次の衆院選に影響する可能性に触れつつ、こう語った。

「野党共闘(による候補)の一本化という意味では、大変な刺激になる。絶対に負けられない」

(小林肇、石井潤一郎)

本社世論調査 質問と回答 ▼1面参照

(数字は%。小数点以下は四捨五入。質問文と回答は一部省略。丸カッコ内の数字は、10月19、20日の調査結果)

- ◆安倍内閣を支持しますか。 支持する44(45)▽支持しない36(32)
- ◆支持、不支持の理由＝省略
- ◆今、どの政党を支持していますか。 自民36(35)▽立憲7(6)▽国民1(1)▽公明3(5)▽共産4(2)▽維新2(2)▽社民1(0)▽希望0(0)▽NHKから国民を守る党0(1)▽れいわ1(1)▽その他の政党1(1)▽支持する政党はない37(39)▽答えない・分からない7(7)
- ◆安倍さんの首相としての在任期間が、今月で歴代最長となります。首相のこれまでの実績について、どの程度評価しますか。(択一) 大いに評価する10▽ある程度評価する52▽あまり評価しない27▽全く評価しない9
- ◆安倍首相の政策の中で、評価する政策は何ですか。(択一) 経済18▽社会保障18▽外交・安全保障26▽憲法改正6▽評価する政策はない30
- ◆安倍首相が、長期政権にふさわしい実績を上げていると思いますか。 上げている41▽上げていない44
- ◆安倍政権が長い間続いている理由について、あなたの考えに近いものは次のうちどちらですか。 安倍さんの政治姿勢や政策がよい14▽他に期待できる人や政党がない82

- ◆安倍政権が長く続いたことによる弊害を感じますか。 感じる45▽感じない48
- ◆経済産業相と法相の2人の大蔵が、就任から1カ月半でやめました。安倍首相がこの2人を大臣に任命したことは、大きな問題だと思えますか。 大きな問題だ41▽それほどでもない52
- ◆毎年春に首相が開く「桜を見る会」は国の税金が使われており、著名人のほかに安倍首相の地元の支援者も多く招待されていました。安倍さんの支援者が多く招待されていたことは、大きな問題だと思えますか。 大きな問題だ55▽それほどでもない39
- ◆「桜を見る会」について、安倍首相は「私は、招待者のとりまとめなどには関与していない」と説明しています。首相の説明に納得できますか。 納得できる23▽納得できない68
- ◆大学入試で、センター試験の代わりに導入される共通テストについてうかがいます。共通テストに英語の民間試験を活用することについて、政府は「読む・聞く・話す・書く」という四つの技能を測ることが目的だとしています。一方で、地域や所得による格差などの問題が指摘されています。英語の民間試験の活用に賛成で

- 賛成30▽反対49
- ◆大学入試の共通テストの国語と数学では、文章や数式を書く記述式の問題も出る予定です。記述式は、半力をより深く測ることが目的ですが、公平な採点が難しい、といった問題が指摘されています。共通テストに記述式を導入することに賛成ですか。 賛成35▽反対44
- ◆来年夏の東京オリンピックのマラソンと競歩は、札幌で行うことになりました。このことはよかったですと思えますか。 よかった39▽よくなかった45
- ◆夏のオリンピックについて、国際オリンピック委員会は7月から8月の開催を求めています。春や秋にもオリンピックを開けるようにするべきだと思えますか。 春や秋にも開けるようにするべきだ74▽そうは思わない19

調査方法 コンピューターで無作為に電話番号を作成し、固定電話と携帯電話に調査員が電話をかけるRDD方式で、16、17の阿日に全国の有権者を対象に調査した。固定は有権者がいると判明した2032世帯から1021人(回答率50%)、携帯は有権者につながった2175件のうち977人(同45%)、計1998人の有効回答を得た。

票法「採決強行せぬ」 二階氏 焦らぬ姿勢示す

自民政憲4項目 広島で賛否両

では、反対の意見が多い」と懸念する声が出た。岸田氏は「自衛隊の違憲論等に終止符を打つこと以外の影

青森の診療所を視察 参議自民党の世論弘「専長らは18日」不安に寄り添う政治

在虎・幻冬舎 発行・幻冬舎M 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-9-7 TEL 03-5411-6440/fax 03-5411-6441

お近くに番屋がない場合のご注文はブックサービス TEL0120-29-9625まで

スゴい 白肉障

佐藤 大蔵 (著)

テレビ 大蔵

眼科手術のスペシャ 渾身の著書 第2弾

読者からの反響続 14

具体的で分かりやすく、よく理 した。友人にも是非薦めたい!

40代男性 眼科受診から手術まで、 流れが丁寧に書かれていて理 手術方法も進化しているのを知 セカンドオペニオンも受けるべ

50代男性

60代女性

● 視野が ● まぶし ● 目がか

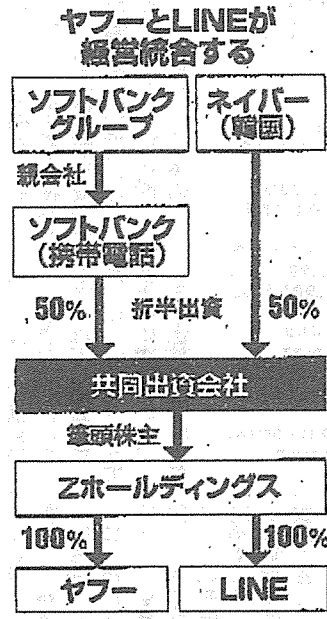
必読 症状のある人

若年第一弾「目は若返る50歳からの眼科

両社の売上高の合計は約1・2兆円で、1・1兆円の楽天を抜き、国内IT大手でトップとなる。12月に統合の正式契約を結び、公正取引委員会の審査などを経たうえで来年10月をめどに統合を完了する予定だ。

ZHDの親会社は携帯電話大手のソフトバンク(SB)で、ネイバーは韓国(G)の親会社は韓国IT大手ネイバーが親会社だ。統合は日韓のIT大手の連携という側面も持つ。

発表された統合計画案によると、ZHDの親会社SBがネイバーと共に折半



Dは現在東証一部上場で、一連の統合後も上場を維持する。LINEは上場を廃止する予定。存続会社のZHDの共同CEO(最高経営責任者)にはZHD現社長の川辺健太郎氏とLINE現社長の出沢剛氏が就く。2人はともに代表権を持ち、川辺氏はZHD社長も続ける。

統合は対等の形で行うが、ZHDはSBの連結対象となり、LINEがSBGのグループに入る色彩が濃い。

SBGは携帯電話事業を基盤に、利用が拡大するスマートフォンでのサービス

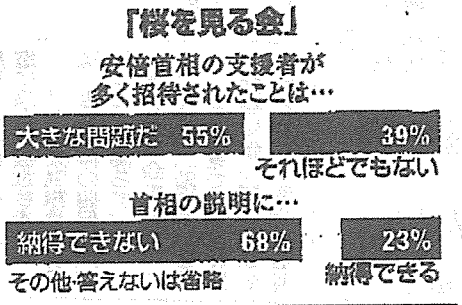
は米国の「GAFAM」(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)や中国の「BAT」(バイドゥ、アリババ、 Tencent)と呼ばれる巨大IT企業台頭で「優秀な人材、データが強い」ところに集約してしまおう。2社が一緒になっても桁違いの差がついている」と述べ、強い危機感があった。今が手を打つタイミングだった」と統合の背景を説明。ZHDの川辺社長は「(LINEと)志は一つ。(GAFAM、BATに次ぐ)世界の第二極になる」と一致している」と語った。(栗林史子)

桜を見る会 首相の説明 納得できない「68%

本社世論調査

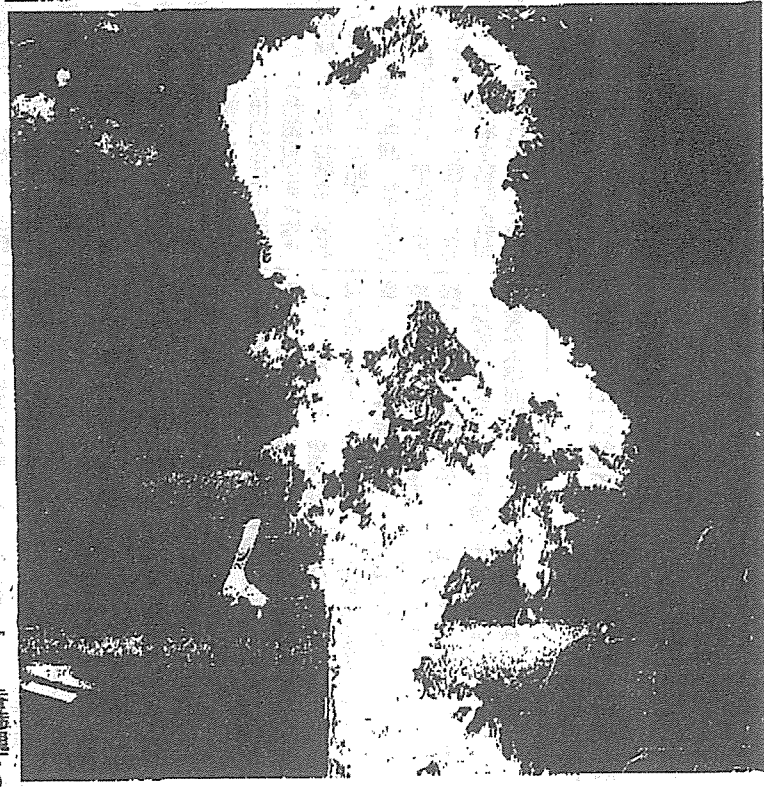
朝日新聞社が16、17日に実施した全国世論調査(電話)で、首相主催の「桜を見る会」に安倍晋三首相の支持者が多く招待されたことについて聞いた。大きな問題だ」が55%で、「それほどでもない」「39%を占めた。首相の説明には納得できない」が68%と、説明したことがい

68%が「納得できない」と答えた。納得できる」は28%にとどまった。▼3面「大衆人試は、4面「質問と回答」、27面「首相説明に疑問」調査では、安倍首相が国会で「招待者の取りまとめなどには関与していない」と説明したことについて、



2人を任命したことは「大きな問題だ」は41%で、「それほどでもない」は52%だった。

安倍首相の通算在任期間は20日で歴代最長になる。首相のこれまでの実績については「大いに」と「ある程度」を合わせて62%が「評価する」と答えた。評価する政策については「評価する政策はない」が最も多く30%。「外交・安全保障」26%、「経済」18%と続いた。長期政権に否定的な見解を上げていくかを尋ねると、「上げていく」は41%で、「上げていない」は44%と拮抗。長期政権の弊害も「感じる」45%、「感じない」48%と割れた。年代別にみると、40代以下は弊害を「感じない」方が多く、50代で拮抗。60代は60%が「感じる」と答えた。長期政権の理由は14%が「安倍さんの政治姿勢や政策がよい」。これに対し、「他に期待できる人や政党がない」が82%で、自民支持層でも74%に達した。安倍内閣の支持率は44%(前回10月調査は45%)で横ばい。不支持率は36%(同32%)に増えた。



自民、改選議員に招待枠

参院 桜を見る会「4組まで」

自民党が1月、夏に改選を迎える党所属参院議員に対し、安倍晋三首相主催の「桜を見る会」に友人や知人、後援関係者などを「4組まで」招待することを「改選議員に招待枠」を設けた。党は、党員や関係者などを含めた招待枠を「4組まで」に限定し、招待人数を「1組あたり10人以内」と定めた。党幹部は19日の会見で、国会議員招待枠の廃止を検討する方針を示した。

議員枠「廃止を検討」 官房長官

連年の党関係者による「桜を見る会」の招待枠が「4組まで」に縮小されたことを受けて、自民の参院事務局が改選議員向けに送付した。案内状は「1月25日発行」となっており、「一般の方」としての招待枠が示されている。また、案内状には「招待枠」を「4組まで」に限定し、「1組あたり10人以内」と定めた。また、案内状には「招待枠」を「4組まで」に限定し、「1組あたり10人以内」と定めた。

自由民主党 (内閣府) (平成31年1月31日現在)

「桜を見る会」の招待枠

内閣府に「桜を見る会」が、下記の通り開催されることになり、一般の方(友人、知人、後援関係者)も、招待枠を設けた。招待枠は「4組まで」に限定し、「1組あたり10人以内」と定めた。また、案内状には「招待枠」を「4組まで」に限定し、「1組あたり10人以内」と定めた。

日時 1月25日(土)10時30分～11時30分(招待入場)
(2月下旬から8月上旬に日公公法予定)
場所 別府別荘

核の悲劇 第五福竜丸でも

参院議員事務局が作成した案内状に「桜を見る会」案内状

参院議員事務局が作成した案内状に「桜を見る会」案内状

また、3年に1度の参院選の年には、改選される議員への枠を増やして案内していた。今年1月に

安倍晋三首相の地元、山口県下関市では、自民系市議が安倍事務所名の「桜を見る会」の案内状に参加申込書を使い、知人らを招待していたことがわかった。複数の自民系市議が朝日新聞の取材に答えた。

ある自民系市議は「安倍事務所から案内状と参加申込書を受け取っている。地元選出の首相や有名人に会える機会がないので、親しい人を見せかけている」と話す。案内は「安倍氏が首相に返り咲いて以来、毎年、自民系議員に案内状が来た」とも言う。

安倍事務所名の「桜を見る会」の案内状には、「案内状」の取りまとめになりますので、締切後の追加申込はできません」との断りも。参加申込書には「(家族) (同居を含む)、知人、友人の場合は、別途用紙でお申込み下さい。(コピー)

下関の自民系市議、知人ら招待

首相事務所名の申込書「人数制限ない」

利用できない」とも。市議は申込書に「取り急ぎで安倍事務所へ提出。人数制限はなく、断られたのは申し込みの締め切り期限を過ぎた人の分だけ」と話す。別の自民系市議は「事前に安倍事務所から申込書が届いた。自分にはみんな届いてたと思う」と語った。

後援会や市議の紹介者がいれば、実質的に誰でも参加できたという。「首相の在任中に参加したい」という希望者が年々増えた。世間から後援会活動と見られても仕方ない」とも。

一方で公明や共産、社民などの非自民系市議は「申込書は届いたことがない」と話す。ある市議は「公的行事を私的に利用していると言われても仕方ない」と批判した。

(山田茂の花巻市議、真松健二郎)

京大病院ミスで死亡

誤点滴、蘇生でも大量出血

京大病院(京都市)は16日、薬の誤点滴で蘇生時ミスが原因で、入院していた男性患者が死亡したと発表した。

京大病院によると、死亡したのは心不全で意識不明の低下で入院していた成人男性。C型肝炎ウイルス(断層撮影)検査のため、腎臓への負担をやわらげる作用のある脱水薬「トリウム」点滴の際、誤って本来必要な濃度の0.7倍の薬品を投与した。男性は点滴中や点滴後に、痙攣やしびれなどの異常を繰り返して来たが、医師や看護師が気づけなかった。

野中真希、向井大輔 16

大宰府女性遺体 助言?の男起訴

福岡県大宰府市の駐車場で車内から女性の遺体が見つかった事件で、福岡地裁は19日、同県筑後市上北町、トラック運転手田中政樹(46)を死体遺棄の罪で起訴し、起訴した。

起訴状によると、田中容疑者は大宰府市青山1丁目

神戸山口組系 幹部刺される

熊本、山口組系連捕 熊本市の指定暴力団神戸

神戸山口組系 幹部刺される

熊本、山口組系連捕 熊本市の指定暴力団神戸

性差下(物)だった。 飛脚員たちはめまいや吐き気に襲われた。尻が付く

「名誉な方増えて悪いのか」

「桜を見る会」巡り市長発言

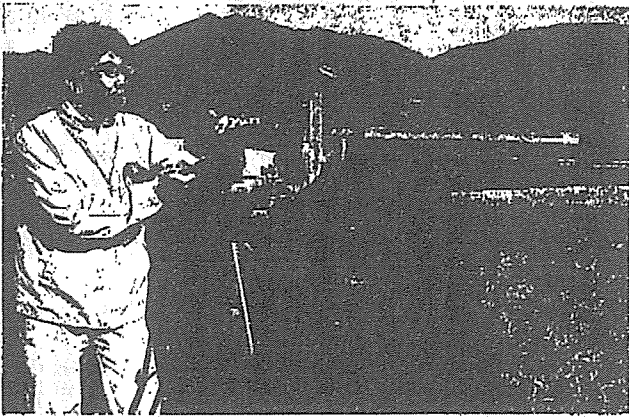
下関市の前田晋太郎市長は18日の定例記者会見で、安倍首相主催の「桜を見る会」に地元からの参加者が多いとの指摘に対し、「名誉なことを受ける方が増えていくのが悪いことですか」と述べた。

前田市長は安倍首相の元秘書。金銭で2007年の市長就任以降、自身も毎年同会に参加していることを明らかにし、「おぼろげに本音がわかって、きついな着物を着て、金儲けの（新宿御苑）向かう。地方の元気を与えてくれる会だ」と述べた。

首相在職最長で あす街頭演説会

自民党下関支部など、安倍首相の通算在職日数が20日、歴代最長の2088日となることに合わせ、7日となることに合わせ、自民党下関支部と安倍首相の後援会は同日午後5時半から、下関市のシーモール下関前で街頭演説会を開く。同党女性局長の三原じゅん子参院議員らが駆けつけ、マイクを握る。また、同日、12月8日はシーモール下関一階で、安倍首相のこれまでの歩みを振り返る写真展を開催する。

ナベツル 八代飛来まだ？ 第1陣、1949年以降で最遅



餌場となる田んぼを監視する増山さん

本州唯一のナベツルの越冬地である周南市の八代盆地で、例年10月下旬に姿を見せる越冬ツルの第1陣が18日現在、確認されていない。記録が残る1949年

以降で最も遅い飛来となった79年の11月7日を過ぎており、関係者は気を悪くしている。

八代盆地にある野鳥監視所では、監視員が10月20日から餌場となる田んぼを1時間おきに巡回している。よく晴れ渡った15日午後は飛来が期待されたが、現れることはなかった。

市教委生涯学習課の増山雄士さんは「飛来にリスクのある越冬が続いているわけではない。原因が分からない」と首をかしげる。

ツルの飛来そのものが遅れているわけではない。国内最大の越冬地・鹿児島県出水市に今季、第1陣が飛来したのは例年並みの10月18日。今月16日には1万5000羽が確認され、23年連続の「万羽鶴」となった。高知県四万十市でも初飛来は昨年と同じ10月28日だった。

一方、敗れた大西氏は17日夜、支持者を前に「私の力が足りなかった」と頭を下げた。2期8年の様々な事業を振り返り、「長門が元気になったのは事実。江原新市長にもこの路線を」

初当選江原さん「重責緊張」

長門市長選で初当選した前市議の新人、江原達也氏(56)は一夜明けた18日、事務所記者会見し、意気込みを語った。一方で、温泉街の再開発や道の駅の整備、市庁舎建設など大型事業を次々と手がけ、3選を目指す

市長選

「江原氏の主張では産業面の成長戦略が見えない。しっかりと考え方を聞いていきたい」と冷静に話した。また、大西氏を推薦した

自民党県連の友田有幹専任は「大西さんの実績や主張が有権者に伝わらずに残念」と頭を落とした。江原氏は同党日置支部長を務めており、「今後の江原さんの自民党に対するスタンスを、しっかりと見極めて対応していきたい」と話した。

同じく大西氏を推薦した公明党県本部の上岡康彦専任は「有権者が新しい風を望んだのだ」と推察。その上で「江原さんが掲げる政策は公明党や自民党とかけ離れたものではない。力するべきところには協力したい」と語る。

一方、敗れた大西氏は17日夜、支持者を前に「私の力が足りなかった」と頭を下げた。2期8年の様々な事業を振り返り、「長門が元気になったのは事実。江原新市長にもこの路線を」

八代盆地へ平成以降の10月18日、昨季は第1陣第2陣は11月、一方、1シ数は減少傾向あり、2007年4羽を記録、後で推移してまでに飛来数た年はない。

増山さんは「第1陣が」と語る。

樋口広芳(授)は「鳥類学」

じ個体は同じ

るため、八代

が死んだ可能

う。また、仲

に引きつけら

来数の少ない

が減っている

れる。樋口の

桜前夜祭 首相再び説明

法令違反なし 重ねて強調

安倍首相は18日、首相官邸の「桜を見る会」の前夜祭「を巡る問題」を改めて記者団に説明した。首相は前夜祭の目的が「政府が主催するものではない」と強調し、野党が追及する法令違反はないと重ねて強調した。野党は衆議院の手続きをめぐり説明を求め続けている。

首相官邸

「事務所に後援会にも入金は一切ないので、便収書も発行していません」と首相官邸の18日、首相官邸で記者団に説明した。前夜祭は、首相官邸の事務所で収入・支出が生じておらず、野党が指摘する政治資金規正法違反（収支報告書の不記載）はなかったとの認識を示した。



「桜を見る会」を巡る問題で記者の質問に答える安倍首相（18日午前、首相官邸で）

「桜を見る会」を巡る経緯

2014年4月13日	安倍首相主催で桜を見る会が東京・新宿御苑で開催される
11月6日	共産党議員が参院予算委員会で、首相の後援会関係者が多数、会や前日にホテルで開かれた「前夜祭」に参加したことを取り上げる。首相は「招待者の取りまごめには関与していない」「（費用は参加者が）ホテルに直接払い込みをしていると承知している」と説明
12月	野党4党が追及チームを設け。初会合で首相に説明を求める方針を確認
13日	菅官房長官が記者会見で招待者の選定基準を明確化する考えを表明
13日	菅氏が来年度の中止を発表
	首相が「私の判断で中止することにした」と記者団に明らかに
5日	首相が「国会から求められれば説明するのは当然のことだ」と記者団に強調
18日	首相が、前夜祭費用に「事務所や後援会としての収入、支出は一切ない」と記者団に説明
18日	首相が、前夜祭の会費などを記した明細書は「ない」と記者団に説明

一方、証述と異なるように、なや食会の総額などを記した明細書があるが、問われると、「事務所に確認していません」と答えた。首相は18日の記者団で、一連の問題が発覚してから15日までの10日間、記者団との口も出さず、記者団との質疑応答はなかった。17日の記者会見で、首相は「私の判断で中止することにした」と記者団に明らかにした。

例の対応は首相の危機感の表れ

例の対応は首相の危機感の表れとみられる。この問題が当初、首相の地元後援会買収が桜を見る会に多額招待されていること、批判が集中した。政府は招待者の選定基準を見直す考えを示し、来年度の開催中止にも踏み切った。早期の事引きを望んだものの、政府の原案は外れた。

批判

野党側は前夜祭の会費について、相場のりも空欄で首相の事務所が金額分を肩代わりした可能性があるとして追及している。有権者への寄付を禁じた公職選挙法違反に及ぶ恐れがあるが、首相は「（会場の）ホテル事務所の会計責任者と前夜祭が行われたホテルの担当側が設定した価格」と否定

首里城復元 契機に

城復元を断念された山中真嗣総務大臣（当時）は「沖縄は日本のために強い犠牲になったのだから、日本国民、日本政府として復元力を貸すのは当然だ」と応じた。大蔵省は当初、「灰ひんに帰したの文化財ではない」と難色を示したが、鹿児島が地盤で、沖縄と縁が深かった山中真嗣は「日本国の作戦費は大蔵省の査定で生まれた。その結果、削減されたが、大蔵省の責任は否定できない」と応じ、復元に道筋をつけ

政だて

た。正殿などが完成し、首里城公園が開園したのは92年だ。今回の火災では、政府、県とも「早く復元」を表明した。両省で様々な論議が行われる。米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名譽市辺野古への移設を巡って対立する両省の関係が、日清交渉を懸念する声もあるが、対立を超越し、関係も復元する契機にまでなるともみられる。次の首相は、復興半世紀の姿を映すのだから、（沖縄担当）西田博成

参院自民「医師不足」視察

世耕氏ら「1人区」敗北で支持固め

参院自民党議員で作る勉強会メンバーは17、18の両日、青森県を訪れ、医師不足の現状を視察した。今後、地方振興を兼ね、人口減少に伴う課題や課題を聞き取り、政府に政策実現を働きかける考えだ。

10月に予定した「不安定」の参院政治のあり方勉強会に、この初の地方視察。自民党が先の参院選で全国に32ある「1人区」のうち10選挙区で敗北したこともあり、都府県や地方の支持を固め直す目的がある。今

回には世耕の世耕弘成参院幹事長ら7人が参加し、同県五所川原市、深浦町、新郷町の診療所などを回った。医師確保のために専属の職員を置いてある同町からは、医師に1人区間の地方勤務を課す対応が必要だと助言が寄せられた。17日に訪れた同町の診療所では、医師が看護士らから「ハ

合意なき採決 二階氏が否定

国民投票法改正案

自民党の二階幹事長は18日の記者会見で、国会の採決である国民投票法改正案を与党と一部の野党のみで採決する可能性について「それはいいとは思っていません」と否定的だ。「我々日本人としての課題を踏まえて、（憲法）改正の議論を進めたい」とも述べた。

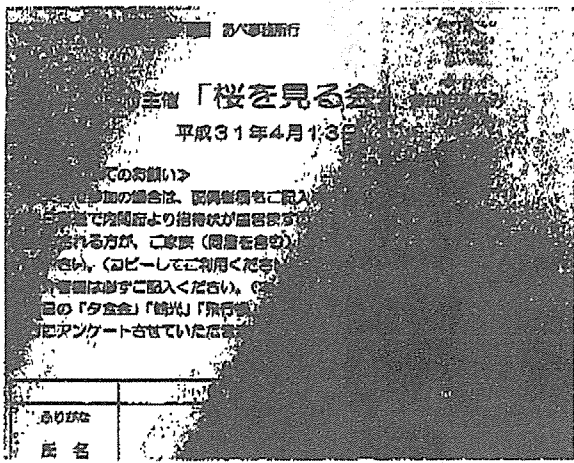
桜を見る会 下関市議枠

安倍事務所から申込書

「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。

招待人数 上限なし

桜を見る会は、閣僚や「一」かっているが、地方議員の「招待枠」が「枠」の範囲は初めて。会



安倍事務所は、閣僚や「一」かっているが、地方議員の「招待枠」が「枠」の範囲は初めて。会

「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。

「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。

ヤフー・LINE 来秋統合

基本合意 AIに100億円投資

ヤフーとLINEは、来秋に統合されることになり、AIに100億円を投資する。ヤフーは、LINEのユーザー数を増やすために、AIを活用する。LINEは、ヤフーの検索機能を強化するために、AIを活用する。両社は、AIの開発に100億円を投資する。ヤフーは、LINEのユーザー数を増やすために、AIを活用する。LINEは、ヤフーの検索機能を強化するために、AIを活用する。両社は、AIの開発に100億円を投資する。

労働条件相談
ほっとライン
0120-811-610
受付時間：平日 17:00-22:00 / 土日祝 9:00-21:00
Labour Standards Advice "Hotline"
Foreign language support is also available!

「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。

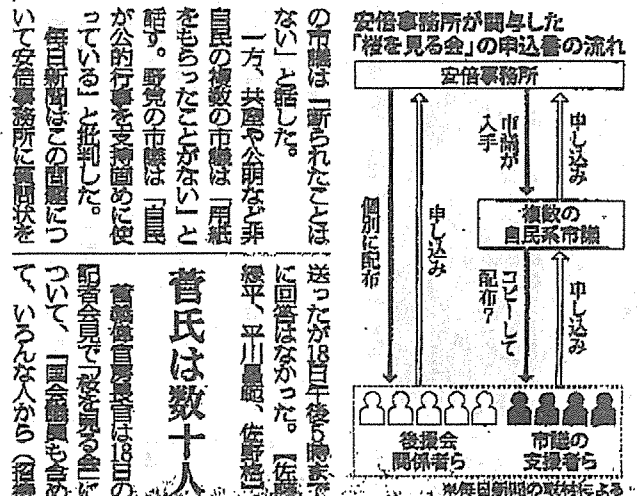
ヤフー・LINE 来秋統合

基本合意 AIに100億円投資

ヤフーとLINEは、来秋に統合されることになり、AIに100億円を投資する。ヤフーは、LINEのユーザー数を増やすために、AIを活用する。LINEは、ヤフーの検索機能を強化するために、AIを活用する。両社は、AIの開発に100億円を投資する。ヤフーは、LINEのユーザー数を増やすために、AIを活用する。LINEは、ヤフーの検索機能を強化するために、AIを活用する。両社は、AIの開発に100億円を投資する。

労働条件相談
ほっとライン
0120-811-610
受付時間：平日 17:00-22:00 / 土日祝 9:00-21:00
Labour Standards Advice "Hotline"
Foreign language support is also available!

「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。



「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。

「桜を見る会」に安倍事務所が所属する議員が多数出席していた問題で、首相の地元・山口県下関市の複数の自派系市議が、安倍事務所からの参加申込書で自身の出席を希望して来たことが明らかになった。複数の自派系市議が出席した。市議の「桜を見る会」申込書は何枚も「下関市」を宛先として安倍事務所から下関市に送られて来た。非自派系市議の出席に用紙は送られておらず、各界の功績をたたえたいという行事が、地方議員の出席を促進する形で自派系市議の出席を促していることが明らかになった。



自民党の改進黨を率いる岸田氏(撮影・大川芳徳)

参院改選議員に招待枠

様を見る会 自民が案内状

今年十月に開かれた首相権の「様を見る会」を巡り、自民党が七月の参院選で改選を迎えた党所属の参院議員に、後援会関係者を「招待枠」で招待した。招待した人数は「招待した人数は招待した人数」という意味不明の文章が続く。

「様を見る会」の案内状に、参院議員の名前が記載されている。招待された議員には、自民党の各支部長や関係者が参加し、懇話会を開催した。

自民党関係者は共同通信付。「一般の方(友人、知人)は招待枠を4組、招待枠(招待)は1組、招待枠(招待)は1組、招待枠(招待)は1組」というように、招待枠の数が複数記載されている。

広島市中区であった自民党の地方政論会での岸田文雄政調会長の発言要旨は次の通り。岸田氏は「参院改選の法は成り立ちに即ち憲法原則を定めた法であり、何よりも議員のものだ」と述べ、改進黨の必要性を強調した。

岸田氏発言要旨

よきを考え続けていかねければならない。憲法改正がなれば、一部の方々が腹を張り上げ、議論の幅が広がっていかなくなると指摘した。

会場で、自民が招待者約50人、人数を数十人にと縮小した。首相権の「様を見る会」は、参院選後の自民党の集まりとして、自民党の各支部長や関係者が参加した。

首相夕食会明細ない

事務所などの補填再否定。首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。

首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。

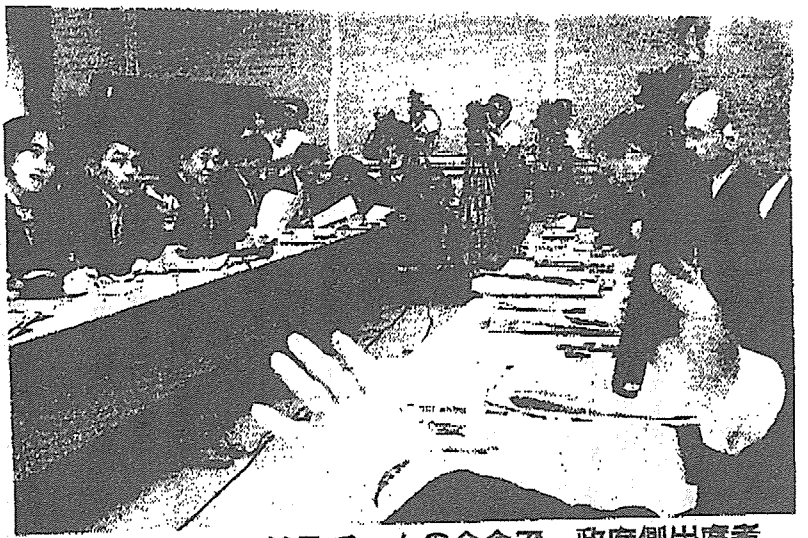
岸田氏に改進黨を率い、岸田氏は「参院改選の法は成り立ちに即ち憲法原則を定めた法であり、何よりも議員のものだ」と述べ、改進黨の必要性を強調した。

招待枠を決定する立場には、岸田氏は「参院改選の法は成り立ちに即ち憲法原則を定めた法であり、何よりも議員のものだ」と述べ、改進黨の必要性を強調した。

首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。

首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。首相権の「様を見る会」の前日、首相の夕食会に関する明細が発表された。

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----|
| 岸田文雄 (改進黨) | 菅野英之 (自民) | 萩原大輔 (自民) | ... |
| ... | ... | ... | ... |



「桜を見る会」追及チームの会合で、政府側出席者（右手前）から聞き取りをする野党議員ら（左側）＝同日午後、国会

首相、夕食会明細「ない」 野党、疑問解けぬと反発

安倍首相は18日、首相主催の「桜を見る会」前日に開かれた夕食会の費用を巡り、安倍事務所や後援会による補填を責めて否定した。費用の明細書に関し「事務所に確認したが、そのうたものはない」と述べた。野党は「明細がない」と永遠に疑問が解けないと、立憲民主党の安住良典対（議員）と反発を強めた。

（1、13面に関係記事）
安住氏は自民党の森山裕

が9月の就任後、エスピー氏が直接、個別会談するのは初めて。会談後、河野氏は「在日米軍のさまざまな問題をとり上げ、是正する必要性を共有できた。地元理解が深まるよう努力したい」と記者団に述べた。

森山、安住両氏は会談で、20日に衆院内閣委員会を開き、書翰通信官長官が出席して桜を見る会の費用を巡る問題で合意した。安住氏は、安倍事務所の会計責任者や、夕食会場となったホテルニューオータニの担当者らと交渉するよう求めたが、森山氏は前例がないとして拒んだ。

森山、安住両氏は会談で、20日に衆院内閣委員会を開き、書翰通信官長官が出席して桜を見る会の費用を巡る問題で合意した。安住氏は、安倍事務所の会計責任者や、夕食会場となったホテルニューオータニの担当者らと交渉するよう求めたが、森山氏は前例がないとして拒んだ。

日韓GSSOMIA重要

【バンコク共同】河野太郎防衛相は18日、訪問先のタイの首都バンコクで、エスパー米国防長官と会談した。北朝鮮による弾道ミサイル発射は重大な脅威だと、韓国が破棄を決めた日韓防務情報包括保護協定（GSSOMIA）を含む日韓、日米韓の連携が重要だと強調した。各地で相次いで



エスピー米国防長官（左）バンコク（共同）

三沢市）所属の戦闘機による訓練場外への機体墜落下の問題の米軍岩国基地（岩国市）所属の戦闘機部隊の規則違反横行問題の米軍嘉手納基地（沖縄県嘉手納町など）でのパラシュート降下訓練問題を挙げ、地元への影響を最小限とするよう要請した。在日米軍の駐留経費負担（慰いやり予費）

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）問題では名譽市辺野古移設が唯一の解決策だと再確認した。河野氏は

医師の働き方改革推進に重点

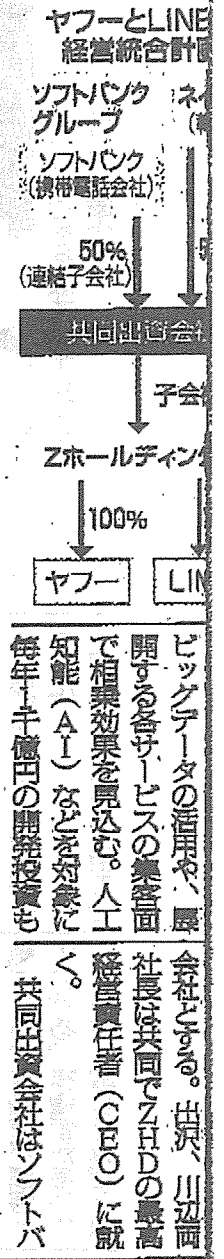
厚生労働省は18日、サービスの対価として医療機関などに支払われる診療報酬の2020年度改定に向けて、医師の働き方改革の推進を重点課題に盛り込んだ「厚（針）の案を社会保険審議会（厚労相の諮問機

医療での報酬を手厚くすべきた」といった意見もあった。基本方針案は、後発医薬品の使用を促し高額な医薬品や医療機器の価格を適正に設定することなどで公的医療保険制度の「安定性・持続可能性の向上」を図るとした。

「万全態勢取れ」
若手に手はどき

冬の
大沢
五十二章（2）
考えても答えは出た理由があったのか。今となっては米田その米田が日原につけていた。米田はたのたの。

「今、大丈夫か」
川村は呟ねた。
「もちろんだ。川原の場だいたのか」
河本は答えた。



参院改選議員に招待枠

桜を見る会、自民が案内状

今年4月に開かれた首相主催の「桜を見る会」を巡り、自民党が1月、7月の参院選で改選を迎えた党所属の参院議員に、後援会関係者らと「4組まで」招待していたと報じられた。案内状を送っていたことが18日、関係者への取材で分かった。閣内では選挙を控えた議員に便宜を図ったと取られかねない内容で、税金が投入された公的行事を選挙に利用したとの批判が上がりそうだ。

案内状の発信は1月31日付。「一般の方(友人、知人、後援会など)を、4組まで」招待したと記述され、公明法に基づいて「各健全体を公開されることもあります」などの注意事項も記されていた。

後になる可能性もあるため、改選議員を対象にしたと説明した。

案内状の発信は1月31日付。「一般の方(友人、知人、後援会など)を、4組まで」招待したと記述され、公明法に基づいて「各健全体を公開されることもあります」などの注意事項も記されていた。

安倍首相のホームページで公開されている17年の桜を見る会の動画では、当時経済産業相だった自民党の世耕弘成参院幹事長が首相に対し、自分の周囲にいる人について「(首相の)副長

今年4月に開かれた首相主催の「桜を見る会」を巡り、自民党が1月、7月の参院選で改選を迎えた党所属の参院議員に、後援会関係者らと「4組まで」招待していたと報じられた。案内状を送っていたことが18日、関係者への取材で分かった。閣内では選挙を控えた議員に便宜を図ったと取られかねない内容で、税金が投入された公的行事を選挙に利用したとの批判が上がりそうだ。

自民党関係者は共同通信の取材に、案内状の送付を認め「引渡や送達済(後援者の招待状を送るもの)が最

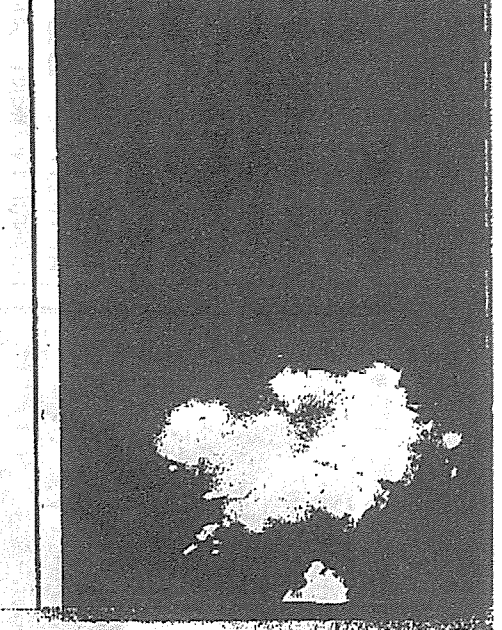
安倍政権の歩み	
2008年9月26日	第1次安倍内閣発足
07年7月29日	参院選で自民党惨敗、与野党逆転
9月26日	安倍首相が体調不良を理由に辞任
12年12月26日	第2次内閣発足
13年7月21日	参院選で自民党圧勝、衆参両院はねじれ解消
12月6日	特定秘密保護法成立
26日	首相が靖国神社参拝
14年4月1日	消費税率を8%に引き上げ
7月1日	集団的自衛権の行使容認を閣議決定
12月14日	衆院選で与党圧勝。24日に第3次内閣発足
15年9月19日	安全保障関連法が成立
16年7月10日	参院選で与党勝利
12月9日	環太平洋連携協定(TPP)関連法成立
17年3月5日	自民党大会。総裁任期を「3期9年まで」に延ばす党則改正
6月16日	共謀罪の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法成立
10月22日	衆院選で自民党圧勝。11月1日に第4次内閣発足
18年9月20日	自民党総裁選で首相が連続3選
19年5月7日	天皇陛下即位、令和に改元
7月21日	参院選で与党が改選過半数確保
10月1日	消費税率を10%に引き上げ

今年7月21日に投票された参院選では、改選124議席のうち改選前68議席だった自民党が57議席を獲得。公明党の14議席と合わせて、改選過半数を上回った。

「招待枠を決める立場にはない」と選定への関与は否定している。

世耕氏は事務所が推薦したと認めたが「招待枠を決める立場にはない」と選定への関与は否定している。

安倍首相は19日、第1次内閣を合わせた連任在職日数が2886日となり、戦前の桂内閣と並んで



土のう作りや炊き出しなど

西日本豪雨 熊毛中で体験型訓練

昨夏の西日本豪雨で大きな被害が出た周南市熊毛地域で17日、市民総合防災訓練があり、住民ら約500人が体験型の訓練に臨んだ。



17日、周南市
土のう作りや炊き出しなど

熊毛中では熊毛中学校であり、参加者は土のうを作る訓練や炊き出し訓練、毛布を担架のように使う訓練などをスタンパリー形式で体験した。

訓練の実行委員長を務めた高水地区自主防災協議会会長の住田泰士さん(70)は「自分の命は自分で守る。参加型の訓練を通じて防災意識を高めてもらえれば」と呼び掛けた。

市役所では豪雨災害を教訓に災害対策本部を速やかに設置する訓練もあった。いち早く災害状況を把握するため、同本部と約20名離れた熊毛総合支所の現地対策本部をテレビ電話でつなぎ、藤井律子市長らが被害の状況などを確認し、対応を指示した。(寺田昌行)

トラック衝突 2人が重軽傷

周南の国道トンネル内 18日午前10時40分ごろ、周南市大道理の国道3号で、柳井市新庄、会社員長谷晃太郎さん(34)のトラックがトンネル内のガードパイプなどに衝突。長谷さんは全身を打ち意識不明の状態で、助手席に乘っていた同僚の20代男性が軽傷を負った。

周南市によると、現場は片側1車線の直路。トラックはごみ収集車で、全長約350分のトンネル入り口から約200分付近で右側の壁面にぶつかって止まっていた。左側のガードパイプの一部がなぎ倒され、右側の壁面に車体がつまったとみられる跡があった。現場付近は約6時間40分にわたって全面通行止めとなった。事故原因は調査中。



「課題解決し再開を」

核を見る会で下関市長

安倍晋三首相主催の「核を見る会」について、安倍首相の地元、下関市の前田晋太郎市長は18日の定例会見で「課題を解決して再開してほしい」として日本政府と「見える化」の見解を示した。

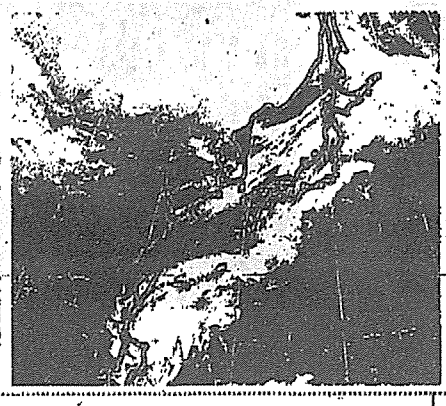
前田市長は安倍首相の元秘書。秘書時代に共に同行したことがあり、2017年の市長就任以降も毎年参加している。会に参加した高齢者の書が券が印象に残っているとして、「地方を元気にする、政治家が頑張っている、有権者が信じていける良い取り組みだ」と思

った。

「女性の人生を知って、事務局と個人が全国をめぐって、わせた200の実施。人権事務所の職員の各種ハ

きょう・あすの気象情報

- 【東部】西の風、晴【中部】北西の風、晴時々曇【西部】北西の風、曇朝晩晴【北部】北のち北西の風、曇【あす】東部は北西のち北東の風、晴【中部】北西のち北の風、晴【西部】北西のち北の風、晴時々曇【北部】北の風、曇時々晴
- 【海上】東部1～5℃ 中部1～5℃ 西部2～5℃ 北部2～5℃ 海上【東部】2～5℃ 中部1～5℃ 西部2～5℃ 北部2～5℃



▲18日朝のまわりの樹木

首相、夕食会の明細「ない」

桜を見る会 問題ないと強調

首相の公的行事「桜を見る会」の前日に安倍首相と菅首相の両氏が地元有識者や関係者に開いた夕食会をめぐり、首相が15日に記者団へ説明を求めた。記者団からの質問には「明細はない」と強調するが、領収書の処理や領収書の明細が問題になっている。記者団は、国会で説明する姿勢を示さないまま、15日午後5時、首相官邸で記者団と面談した。

野党質問状 回答せず 首相側

「夕食会」の食費代について安倍事務所にも領収書にも入会はない。野党側は「領収書は発行してない」と強調する。18日朝、記者団の質問に首相側は「領収書は発行してない」と強調する。18日朝、記者団の質問に首相側は「領収書は発行してない」と強調する。18日朝、記者団の質問に首相側は「領収書は発行してない」と強調する。



野党が指摘する「桜を見る会」前日の夕食会の問題点

- ・約800人の夕食会を開催して、明細書がないのは本当か
- ・5千円は安すぎる。大幅値引きして飲食を提供した疑いがある
- ・ツアー会社は夕食会の料理や値段の交渉には「関与していない」と明言。首相事務所の関与はないのか

●「桜を見る会」に関して説明する安倍首相＝18日午前10時2分、首相官邸
 ●2018年の「桜を見る会」前日に開催された夕食会の領収証（一部をモザイク処理）

地方に元気を与えてくれる会。悪いことなのか

「桜を見る会」を通じて、安倍首相の元気を、山口県下関市の前田田市長は18日、「70歳」の誕生日お祝いとして、安倍首相と菅首相をお招きし、お祝いした。お祝いの席で、安倍首相は「地方に元気を与えてくれる会」と語り、その言葉を聞いて、市長は涙を流した。市長は「悪いことなのか」と問われ、市長は「悪いことではない」と答えた。

首相秘書の下関市長

前田田市長は安倍氏が官邸秘書だった2006年、秘書として初めて下関市市長に就任。今春で3年連続で前日の夕食会から出席したという。市長は「悪いことではない」と答えた。市長は「悪いことではない」と答えた。市長は「悪いことではない」と答えた。

首相を告発へ 市民団体

国会は、桜を見る会の前日に開いた夕食会費用について、安倍事務所職員が参加者から1人1人5千円を集めた。市民団体は「首相を告発へ」と呼びかけた。市民団体は「首相を告発へ」と呼びかけた。市民団体は「首相を告発へ」と呼びかけた。

夫・義父母の世話「しんどい」

福井3人殺害71歳容疑者

福井県敦賀市通口の会社役員岸本太吉さん(70)が17日朝、岸本さんご夫妻の一家3人の遺体が見つけられた事件で、岸本さんは「しんどい」と訴えている。岸本さんは「しんどい」と訴えている。岸本さんは「しんどい」と訴えている。

女性刺殺の疑い 湯手配の男を逮捕

新潟市中央区の15日朝、湯手配の男を逮捕した。湯手配の男を逮捕した。湯手配の男を逮捕した。湯手配の男を逮捕した。湯手配の男を逮捕した。

当連絡会の意見書のポイント

～ 2019年12月3日「預託法見直しに関する意見書」

2019・12・18

全国ジャパンライブ被害弁護団連絡会

【状況】

本年8月30日、内閣府消費者委員会が見直しを求める建議を发出。

消費者庁は、預託法の見直しの必要はないとの姿勢を示していたが、2020年2月までに建議に対する対応をまとめる必要がある。

【当連絡会の意見の特徴】

破産手続きで解明されたジャパンライブの預託商法の実態を踏まえた、実証的な提言。

⇒ ジャパンライブの預託商法は2003年11月に始まる。そして、当初から利益を生まない自転車操業、つまり破たんしないためには新たな被害者に資金を出させるしかないという詐欺商法であったことが解明されている。

(商品の販売代金は、期限がきたら買戻し代金として全額返還される。契約期間中、預託を受けた商品を第三者に賃貸して年6%の賃貸料を払うというが、ジャパンライブに利益が何も残らず、また賃貸の実態もほとんどなく、顧客からの資金を食いつぶしているだけであった)

【当連絡会の意見のポイント】

○ポイント①・販売預託商法を規制対象とする法整備に賛成

内閣府消費者委員会は、預託取引のうち、被害を多発させている販売と預託をセットにした商法に対して規制を強化するとしている。販売を伴わない預託取引(所有している遊休資産を活用するシェアリングエコノミーなどの類型)は、被害事例に接しておらず、販売預託商法と同じ規制にする必要はないと考える。

○ポイント②・登録制の導入

現行の預託法は参入規制がなく、自由に参入できる。販売預託商法は、投資運用の性格をもつので、金融商品取引法と同様に登録制を導入し、ジャパンライブのような違法あるいは公序良俗違反のビジネスモデルの業者の参入を認めないことが必要。

⇒ 届出制は、届け出書面を提出するだけで効力を生じる手続きなので、意味がない。むしろ公認された取引として悪用される懸念もあり、当連絡会は届出制には反対。

*消費者庁は、参入規制の導入には反対している。その理由は、膨大な行政コストがかかるので費用対効果を考えるべきなどというものである。

しかし、内閣府消費者委員会のシェアリングエコノミー協会へのヒアリングで、販売預託型の業者はゼロであるということがわかっている。すなわち、健全な販売預託型の営業はゼロなのであれば、そもそも登録の審査に膨大な行政コストがかかるという事はあり得ない。消費者庁の主張は、事実に基づかない観念論であり、説得力はない。

○ポイント③・金融商品取引法による規制との関係

販売預託商法は、実質的には投資であって商品という物自体の取引でないので、金融商品取引法の集団投資スキームに該当するという考え方があり、金商法に含める法整備をすべきという意見も多い。しかし、そのためには、消費者庁、金融庁、内閣府消費者委員会等の関係機関の調整合意が必要で、相当の時間がかかる。直ちに法整備すべき問題であるので、その方向は中長期的課題として、まず販売預託商法規制の法整備を消費者庁が至急行うべき。

○ポイント④・行為規制・監督は金商法と同等に

販売預託商法の実質は投資取引であるから、消費者庁が所管して法整備するにしても、金融商品取引法の規制と同等な内容にすべきである。

主なものとして、

- *勧誘規制(不招請勧誘の禁止) *適合性原則の導入 *説明義務の導入
- *損失補てんの禁止(元本保証、利回り保証などの禁止は当然)
- *分別管理・事業報告等の義務(会計監査の義務付け)等。

○ポイント⑤・破産申立・解散命令

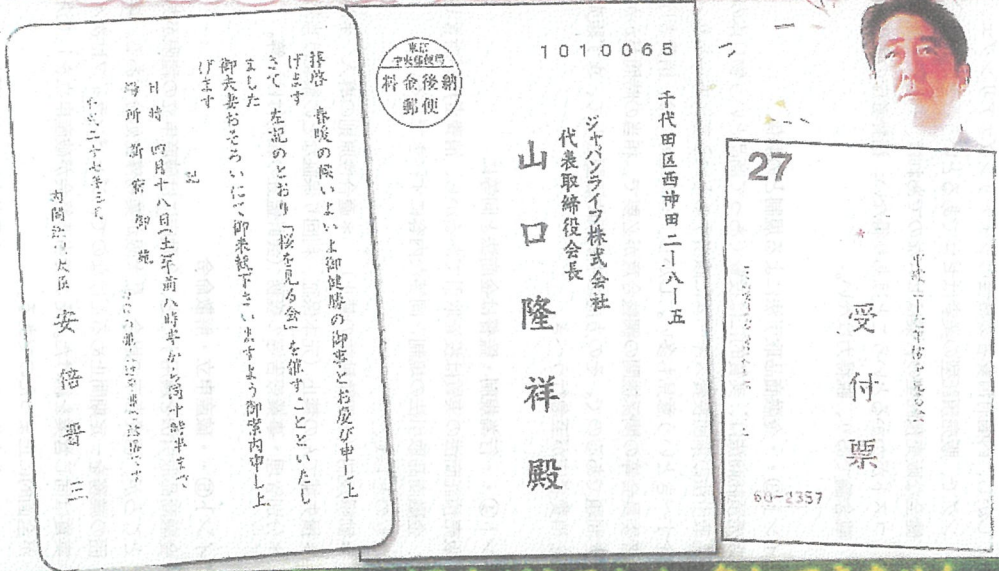
金融商品取引法を適用すると、金融庁には破産申立の権限がある。

ところが、消費者庁の場合、最大限が業務停止処分である。業務停止処分は、一定範囲の業務を一定期間止めるだけなので、ジャパンライブは次々と業務の形態を変えて実質は同じ営業を続けた。そこで当連絡会が破産申立をして決定を得、ようやく事業が全面的に止まったのである。

このような事態はおかしいので、消費者庁による破産申し立てあるいは解散命令の権限を検討すべきである。

以上

安倍晋三内閣総理大臣から山口会長に「桜を見る会」のご招待状が届きました。



山口会長は出張のご予定があるため、参加できません。

出典：ジャパンライフ（株）元社員より大門実紀史事務所が入手 ジャパンライフ（株）説明会資料
2019年11月25日 行政監視委員会提出資料 日本共産党 田村智子

ジャパンライフ問題の事実解明と法整備を求める声明

- 1 ジャパンライフは、安倍総理から山口隆祥会長が「桜を見る会」に招待されたことを宣伝・勧誘に利用していた。それにより、多くの被害者がジャパンライフを信頼できる会社と誤解した。安倍総理は、長年悪徳商法を展開してきた山口隆祥を功勞・功績があった者として招待した経緯について、被害者に対し、誠意をもって説明すべきである。
- 2 ジャパンライフは、多くの政治家と関係をもつて宣伝に利用し、政治献金も行っていた。この政治献金の原資は、被害者の生活資金である。未だ返還していない議員は、速やかに管財人に返還すべきである。
- 3 今般、ジャパンライフの検査等を担当していた元課長補佐の内部文書が明らかになった。この担当者は、検査先であるジャパンライフに天下っている。再就職等監視委員会は、この天下りが国家公務員法に違反するとして、消費者庁の姿勢を厳しく批判している。
そもそも、消費者利益を擁護すべき立場の者が、検査先に天下つて広告塔の役割を果たすという事態は、消費者庁の信頼を根底から揺るがすものである。事実経過を隠すことは許されず、消費者庁は、ジャパンライフに対し2014年9月・10月に行政指導にとどめた経緯、2015年9月に立入調査を行ったにもかかわらず行政処分をすまらぬに何故1年3か月も要したのか等について明確に説明すべきである。
- 4 現行の預託法は、2003年11月に始まったジャパンライフの預託商法を2018年3月までの長期間、根絶することができなかった。また、史上最大の消費者被害である安愚楽牧場事件の場合は、預託法に基づく何らの処分も出されていない。預託法は繰り返して大規模な消費者被害を出し続けており、被害防止の役割を果たせていないことは明白である。
当連絡会は、本年12月3日付で「預託法見直しに関する意見書」を取り纏め、消費者庁に提出したところである。消費者庁は、2度とジャパンライフのような預託商法被害を繰り返さないよう、預託法を全面的に見直すべきである。

以上
2019年12月18日
全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会
代表 弁護士 石戸谷 豊
事務局長 大迫 惠美子

87才
1億円也被害額で
桜を見る会の招待状
を信用しジャパンライフに
財産をお預けしました
どうか国家賠償をお願いします

80才
1,300万円被害額
桜を見る会の映像や話しを聞いて
信用し財産をお預けしました
1日も早くお返すください

山形県 77才
2,300万円被害額で
桜を見る会「政治家」との食事会
の映像や話しを聞いて信用し
財産をお預けしました。
どうか1日も早く国家賠償をお願いします。

山形県 51才
政治家とつながりがあるという話は聞いてはいませんが
桜を見る会の映像や招待状を見て完全に信
し、ジャパンライフに財産を預けました。
将来の為にコツコツと貯めてきた大事なお金
返して下さい。(700万円)
どうか国家賠償をお願いします。

被害額 600万円
大会に参加しジャパンライフに桜を見る会の招待状の
映像が送られた。あの会社を信用して使いました。
念理の招待状が届かなくてびっくりしました。
あの会社は子供の大学の金に
全部ジャパンライフにお預けしました。大学の金に困る
よ。どうか私達を助けてください。
国家賠償をお願いします。お返し下さい。

84才
1億円也被害額で
桜を見る会の招待状を信用し
ジャパンライフに財産をお預けしました
どうか国家賠償をお願いします

78才
1,500万円被害額
桜を見る会の映像を見て信用し
財産をお預けした
お返し下さい。

87才
被害額 1億5千万円
桜を見る会の大きな写真を見てすごい会社
だと安心して信用し老後のお金を全部お預けして
生活できませんを返して下さい

[REDACTED] 87才
桜を見る会の大きな写真を見てすごい会社だと
安心信用し老後のお金を全部あずけてしまい
生活できません。をすけて下さい

1億5千万円

山形県 [REDACTED]
[REDACTED] 78才

被害額 ￥23,000,000

桜を見る会 政治家と食事会の映像が
話し聞いたり。これまでも各政財会と
顔もよくと話を信用していました

はい、あつて、
[Redacted] ですよ。

私は平定のマヒしむれがあり磁気
を欲せられた。

三ヶ月位、試みして改善されおかげなり
金額返金、違約金もいらない。

使用して三ヶ月、私にはこの商品のだけには
足りない、これもあれも必要と云われ

万円の、これに上つていた。 20万円は高額の支払い
取ってほしい、三ヶ月三ヶ月商のだけだと困る。

消し者店が「TE」あり、これ以上被害
者を出さない様にしたい。 種々聞かれし

たの、私にもう被害はいあつていると、被害
救済を欲しいと日を変えたり、

契約して三ヶ月で解約申し出た、十萬円
に金額支払うということになった。 100000円
返した(その時)でも一銭も返金ならぬ

ウラへ

高令者もかきし、その水を、献金でお金を取り
私達弱者、口良を救うて、おれが政治家でなく
おれが、偽り、不平、不平を言ふ。

健康にすすめてくれた、いふは、不健康
おれが、夜も眠れず、強度の、不眠、おれが、
おれが、山形、の、東京、おれが、行つては、ク、ク、

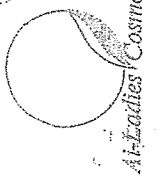
トク、ク、スト、ク、ク、おれが、おれが、相、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、

おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、

おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、

おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、

おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、
おれが、おれが、おれが、おれが、おれが、



A-Ladies Cosmetics

私は山形県在住。40代女性です。

私の家族・親戚がジャパンライフの被害にあいました。

お爺ちゃん、お婆ちゃん、親戚は老後のために・・・

総被害額は一億超えています！

先日、被害者の会の代表 佐藤さんが国会まで行ってくれた事をテレビで拝見し、

いてもたってもいられなくなりお手紙を書こうと思いました。

大会と言われるセミナーのようなものがあり 上山・天童の温泉旅館で月に二回ほど会合がありました。

お客様の年齢としては40代から上は80後半のお爺ちゃんお婆ちゃん方でした。

会場に着くと美味しそうなお弁当。みんな笑顔で食べていました。

会社の説明(歴史・商品)などのプロジェクターの放映が始まると お客様さん達はプロジェクターにくぎ付けになり その一部に「さくらを見る会」の内容が放映され

社員の方が山口会長が「さくらを見る会」に招待されました！！拍手～！！

会場内では割れんばかりの拍手が巻き起こりました。

山口会長凄いにゃ！安倍総理から招待状来たんだにゃ！

こんな誰でも行けるわけじゃないべ！総理だよ総理！！

なんて素晴らしい会社だ！

こんな会社ならお金預けても大丈夫だにゃ！

32は安心して過ごせる！

32は早速に迷惑かけられないからジャパンに金を預けて

いざオレだわが万が一ボケたり寝たきりになったら子供に迷惑を掛けないように老人ホームさいがんなねっだな・・・

って 爺ちゃん婆ちゃん達が笑顔で喋っていた事を思い出します。

日本の代表 偉い人 国民のために国を良くしてくれる人

そんなすごい人から「さくらを見る会」の招待状が届いたなら誰だって信用します！！

あんなにすごい人がジャパンライフに招待状を発送したんですよ？

間違いではすみません！

山形県内だけでもかなりの被害者がいます。

億を契約した方もいます！

生命保険を解約して何千万と契約した人がほとんどです！

退職金を全部ジャパンライフに預けた人もいます！

個人年金解約して預けた人もいます！

何故こんなに皆ジャパンに預けたのか？

何のことはない

あの「さくらを見る会」の招待状を信頼したからです！！

あれから亡くなった人も何人か知っています。

老後のために汗水たらしてコツコツためてきた老後の資金をあの手紙一枚のために全部失いま

した。

この気持ちわかりますか？

税金・生活費をやっとやっと払っているんです。

うちの爺ちゃんとお婆ちゃんは本当に贅沢をせず本当に野菜野菜の生活をしてました。

服は何十年も前からの服を着て、下着も白くなく何年も前からのを着て、本当に苦勞してためたん

です。お前ださ苦勞かけないように・・・と

今はごめんな。ごめんな。苦勞かけるな・・・

笑った顔を見る事もなくなりました。

爺ちゃんと婆ちゃんの笑顔を返してください。お願いします。

山形は雪が降りストーブもろくろく温度を上げず、

昔の綿入を着て築50年前後の古い家に住んでいます。

お金がなく灯油代がもったいないから・・・

考えられますか？うちだけじゃないと思います。

皆が元気なうちになんとか救済お願いしたいです。

与党のあの対応はなんですか？

全然説明する気がない！調べる気もない！

資料破棄？ありえないですよ？

いったい誰をかばっているのでしょうか？

かばえばその職員にとって明るい昇格人事が待っているのでしょうか？

特別ボーナスでも出るのでしょうか？

お願いします。本当の事を喋ってほしいです。

自分の家族が自分の親戚と同じ立場なら？

それで納得しますか？

毎日苦勞してる姿を横目で見て知らんふりできますか？

説明責任を果たす・・・総理が言っていましたよね？

全国のジャパンライフ被害者は釘づけになりテレビを見てるはずですよ？

皆の血税があの人たちの給料になっているんですよ？

悔しい。あんな答えは誰でもできます。

あの招待状さえなければ今頃楽しく過ごせていたはず。

新しい家を建てていたはず。

有料老人ホームにいたかもしれない。

老後の生活設計を安倍政権は奪ったんです！

全国のジャパンライフ被害者が納得いくような説明をどうかお願いします。

そして山口会長を国会に呼び出してください！！

あの人の口から謝罪と本当の話を聞きたいです！

どちらが嘘つきなのか？二人とも嘘つきなのか？

高齢者はいつどうなるかわりません。

私は国家賠償おねがいしたいです。

そのために署名集めを頑張りました。

残りの生涯を少しでも人間らしく過ごせるようにどうかお願いします。

野党の皆さんには本当に感謝しています。

どうかどうか全国の被害者の想いが届きますように！

前略

このパンフレットの件では、真心の対応を
いたして心から御礼申し上げます
被害者の方として、ペンを取りました

11月12月で、1050万を
社員から毎日のように通帳に

³³³梅とみ子さんに、招待されている
素晴らしい会社さんで、素晴らしい人と
何でも言われ信用し、

投資してしまい、今は、生きる事か
とも苦しく、匿名にも行けず、
専業主婦も無いため

仕事もできなくなりました
年金が、国民年金なんで、少いけど

多く税金を増やし、老後の備えも
でした、1000万でしたので、

スリッパも、エスエスとしてもらい、

エスエスで、足腰も良くなったいき、一生、エスエス
してもらえると喜んでた矢先でした。

エスエスで作り、お洒落品も気に入って、
一生使えるつもりでしたので、

購入できます、体も悪化してくる所か
です。

一月ももたらなかったまま、一瞬にして
地獄に落ちてしまいました

家族にも内緒でしたので、

バレてしまい、自後を考える日々です

誰も助けてくれません

少しでも自分の今の現状をわかって
いたおきたく、手紙にて失礼します

2019.12.7

私の母は、淡路ライオンの会合で、桜を見る会の招待状を友だちで見せられ
信用し、父の分と私の定期を7枚ほど預けました。
その後体調を崩し、認知症になり大変です。
夢にも出て来たり、精神的にも体力もなくなり、回りが大変な
状態です。

福島県

桜を見る会招待状の話を知り、おかり信用して171万
全財産を入山してしまいました。年金も月4万円... 毎日泣いて暮らしています

福島県

私に、桜見強会の招待状と信し、このまま貯めて来た。お金をあて、
入れてしまいました。もう85万円の、と山田は、心のこりて可

福島県

私に、桜見強会の招待状のプリントを見、信用してはい。金財産を
入れてしまいました。生活は一般し、毎日食べるのにも大変な暮らしを
しています。家族にも見捨られ、あとは死ぬだけです。

福島県

油心、その合下、何度も、山口会館に、桜見子会に招待された
話も、この会社は大丈夫と思、全財産を入れています。
毎日、食入るのも、生入るのも、殺す。
子供も笑に行かぬ、自分を、後にも、思っています。

福島県



毎日、社員が、おしゃり、金合に連れて行かれ、桜見子会、おしゃり、見て
入金、全財産入れています。それから、毎日、体調も悪く
11. 死ぬのも、良くと考えています。毎日です。

福島県



私は、桜を見る会の招待状の写真を会社に見せられ
社員からもおぼろしい会社でかかと言われ、定期解約をすて
入りました。老後の為のお金でした。

何度、死のうかと思いましたが、病院に通院しおかげ、仕事にもつたが
心療内科に通いおかげ、生活保護で生活しています。

福島県

家族は反対していません。小D会長が、桜を見る会の招待を受け
T20を信じ、金貯蓄を入れました。毎日、家に居るだけで
74、日2を送っています。

福島県

秋保・三ツ心三ツの会合に参加し、三ツ心三ツの会長が、「この会合、招待された
という話、スクリーンを見せられて、すかさず信用して、人生の金銭資産を預けて
しまった。今は、家族からも見られて、何度死の法と見られる。
毎日、頭からほたけが、体調も崩れて、生きていくの大変な毎日。

福島県

三ツ心三ツの会合で、何度と何度と山田会長が、不安定な会の招待状の
スクリーンを見せられ、その都度、定期解約と社員から進められ
金銭資産を入手し、ほたけが。

福島県

IX 政治資金規正法関係

5 政治資金規正法上の罰則一覧

罰則の対象となる行為	根拠条項	刑罰		併科 (27条①)	重過失 も処罰 (27条②)	没収 追徴 (28条の2)	両罰 規定 (28条の3①)	禁止規定
		禁錮	罰金					
政治団体の届出前の寄附の受領又は支出の禁止違反	23条	5年以下	100万円以下	○	—	○	○	8条
会計帳簿の備付け義務違反又は不記載若しくは虚偽記入	24条Ⅰ	3年以下	50万円以下	○	○	—	—	9条,18条③,19条の4
明細書の提出義務違反又は不記載若しくは虚偽記入	24条Ⅱ							10条
領収書等の徴収・送付義務違反又は虚偽記入	24条Ⅲ							11条
会計帳簿等の保存義務違反	24条Ⅳ							16条①、19条の11②
保存中の会計帳簿等の虚偽記入	24条Ⅴ							15条
会計責任者の事務引継義務違反	24条Ⅵ							
総務大臣等への説明拒否、虚偽説明、訂正命令違反	24条Ⅶ							
収支報告書等の提出義務違反	25条①Ⅰ	5年以下	100万円以下	○	○	—	—	12条,17条
政治資金監査報告書の提出義務違反	25条①Ⅰの2							19条の14
収支報告書等の記載義務違反	25条①Ⅱ							12条,17条,18条④,19条の5
収支報告書等の虚偽記入	25条①Ⅲ							
収支報告書等の提出義務違反等があった場合(17条違反の場合を除く。)に、政治団体の代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったとき	25条②	—	50万円以下	—	—	—	—	
会社等の寄附制限違反、公職の候補者の政治活動に関する寄附禁止違反、寄附の総枠制限違反、個別制限違反	26条Ⅰ	1年以下	50万円以下	○	—	—	○	21条①,21条の2①,21条の3①~③,22条①②
会社等に対する政治活動に関する寄附(政党及び政治資金団体に対するものを除く。)勧誘・要求違反	26条Ⅱ							21条③
量的制限等に違反する寄附の受領禁止違反	26条Ⅲ							22条の2
特定会社等の寄附の制限違反(寄附、勧誘要求、受領)	26条の2Ⅰ~Ⅲ	3年以下	50万円以下	○	—	○	○	22条の3①,②,④~⑥
外国人等からの寄附の受領禁止違反	26条の2Ⅲ							22条の5①
匿名等の寄附の禁止違反(寄附、受領)	26条の2Ⅲ,Ⅳ							22条の6①,③
政治資金パーティーの対価の匿名等による支払の禁止違反(支払、受領)	26条の2Ⅴ,Ⅵ							22条の8④(22条の6①,③準用)
赤字会社の寄附の禁止違反(寄附、受領)	26条の3Ⅰ,Ⅱ	—	50万円以下	—	—	—	○	22条の4
政治資金パーティーの対価の支払の量的制限違反(支払、受領)	26条の3Ⅲ,Ⅴ							22条の8①、③
政治資金パーティーの対価の支払者への告知義務違反	26条の3Ⅳ							22条の8②
寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反	26条の4Ⅰ	6月以下	30万円以下	○	—	—	○	22条の7①
政治資金パーティーの対価の支払のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反	26条の4Ⅱ							22条の8④(22条の7①準用)
寄附・政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の禁止違反	26条の4Ⅲ,Ⅳ							22条の9
寄附のあっせんに係る寄附者の意思に反するチェック・オフの禁止違反	26条の5Ⅰ	—	20万円以下	—	—	—	○	22条の7②
政治資金パーティーの対価の支払のあっせんに係る支払者の意思に反するチェック・オフの禁止違反	26条の5Ⅱ							22条の8④(22条の7②準用)
政治資金監査報告書の虚偽記載	26条の6	—	30万円以下	—	—	—	—	19条の13③
登録政治資金監査人、政治資金適正化委員会委員の秘密保持義務違反	26条の7	1年以下の懲役	50万円以下	—	—	—	—	19条の28、19条の32⑦

※政治資金規正法に関する罪(26条の6及び26条の7を除く。)を犯し、刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権を一定期間停止される。(28条)

〔禁錮刑〕 裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間+5年間

〔罰金刑〕 裁判が確定した日から5年間

※ただし、裁判所は、情状によって、刑の言渡しと同時に公民権を停止しない旨(罰金刑の場合のみ)又は公民権を停止する期間を短縮する旨を宣告することができる。

〔これらの刑の執行猶予の言渡しを受けた者〕 裁判の確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

※匿名等の寄附に係る金銭等の所有権は国庫に帰属(22条の6④)

び当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

2 政治団体のために寄附のあつてせん(特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。以下同じ)をした者は、その寄附のあつてせんを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及び当該寄附のあつてせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつてせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

3 政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払があつてせん(特定の政治団体のために政治資金パーティーの対価として支払われる金額等を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。以下同じ)をした者は、その対価の支払があつてせんを終えた日から七日以内に、当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあつてせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払があつてせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

第11条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、一件五万円以上の支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面(以下「領収書等」という)を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

報告書の提出

第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補任する者を含む)は、毎年十二月三十一日現在まで、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書、その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。))、四月以内に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項
イ 個人が負担する経費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数
ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨
ハ 同一の者によつて寄附のあつてせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附のあつてせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつてせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
ニ 第二十二條の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額
ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーティー(政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千円以上であるものをいう。以下この条及び第十八條の二において同じ)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日
チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む)のうち、同一の者によつて対価の支払があつてせんをされたもので、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつてせんについて、当該対価の支払のあつてせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつてせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
リ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額
ヌ その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びリによる収入で一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が十万円以上のものに限り)については、その額となつた事実並びにその金額及び年月日

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人員費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限り)について、その支出を政治資金規正法

訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者
第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
一 第二十二條又は第二十三條の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者
二 第二十九條の四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者
三 第二十二條、第二十三條、第二十八條第四項又は第二十九條の五の規定に違反して第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者
三 第二十二條、第二十三條、第二十八條第四項又は第二十九條の五の規定に違反して第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者
三 第二十二條、第二十三條、第二十八條第四項又は第二十九條の五の規定に違反して第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

2 前項の場合(第十七條の規定に係る違反の場合を除く)において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督に付て相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。
第二十六條 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二十二條第二項若しくは第二十二條第二項の規定に違反して寄附をした者
二 第二十一條第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者
三 第二十二條の二の規定に違反して寄附を受けた者
三 第二十二條の二の規定に違反して寄附を受けた者
三 第二十二條の二の規定に違反して寄附を受けた者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

第二十條の二(一次の各号の一)に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十條の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して寄附をした者
二 第二十條の二第三項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者
三 第二十條の二第四項の規定に違反して寄附をした者

28 公職の候補者等の寄附の禁止

	禁止される寄附	例外として禁止されないもの		根拠条文	
選挙区内にある者に対してする寄附	<p>公職の候補者等がする寄附</p> <p>(例) お中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、餞別等、香典、自宅での酒食提供、陣中見舞、公職の候補者等の名入りうちわやカレンダー、駅舎建設資金への協力、県や国への寄附(匿名・他人名義の寄附等を含む。)</p> <p>※公職の候補者等本人が出席しその場において、結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典(通常一般の社交の程度を超えないもの)については、禁止されているが、罰則の対象とならない。(249条の2③)</p> <p><参考>寄附に当たらないもの 党費、会費その他債務の履行としてなされるもの (例) 葬儀の際のお布施、香典返し(例えば香典の半額程度まで)</p>	<p>政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附</p> <p>ただし、当該公職の候補者等の後援団体(資金管理団体を除く。)に対してする寄附は選挙区内外を問わず一定期間(任期満了前90日以降等)(※)禁止される。 *199条の5③</p>	<p>当該公職の候補者等の親族に対してする寄附</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6親等内の血族 ・配偶者 ・3親等内の姻族 	<p>当該公職の候補者等が専ら政治上の主義・施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に關してする必要やむを得ない実費補償(食事についての補償を除く。)</p> <p>(例) 参加に最小限度必要な旅費等。金銭による実費の補償だけでなく現物支給も含む。</p> <p>(対象外の集会等) 政治教育に名を借りた選挙目当ての集会、参加者に対して饗応接待が行われるようなもの、同時にアトラクションや温泉旅行の招待がついているもの、選挙区外で行われるもの、一定期間(任期満了前90日以降等)(※)内等のもの</p>	199条の2①
	公職の候補者等以外の者がする当該公職の候補者等名義の寄附	—	—	—	199条の2②
	<p>公職の候補者等の関係会社等が次の方法でする寄附</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該公職の候補者等の氏名を表示する方法 (例) ○○商事会社社長甲山乙男 ・当該公職の候補者等の氏名が類推されるような方法 (例) 甲山商事株式会社社長 	—	—	—	199条の3
	公職の候補者等の氏名を冠した会社その他の法人又は団体が当該選挙に關してする寄附 (例) 甲山商事株式会社	政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附	—	—	199条の4
	<p>後援団体がする寄附</p> <p>(例) 町内の老人クラブ等へ出す各種祝金等、後援団体が主催するゲートボール大会における優勝者に対する高額の賞品の寄贈</p>	—	<p>当該公職の候補者等に対してする寄附</p>	<p>後援団体の設立目的により行う行事や事業に關する寄附で、一定期間(任期満了前90日以降等)(※)外のものただし、一定期間内外を問わず、花輪、供花、香典、祝儀などは禁止</p>	199条の5①
	<p>全ての人ができる下記の寄附</p> <p>後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事における、一定期間(任期満了前90日以降等)(※)内の、饗応接待又は金銭若しくは記念品その他の物品の供与</p>	—	—	—	199条の5②

注：1. (※)「一定期間(任期満了前90日以降等)」：任期満了の前日90日に当たる日(衆議院解散の場合は解散の日の翌日)から選挙の期日までの間等(199条の5④)

2. 「後援団体」の定義については、「V2「政党」等の定義一覧」参照

3. 政治活動に關する寄附については、政治資金規正法による制限がある。(「IX4 政治活動に關する寄附の制限」参照)

ころにより、裁判所がその旨を処刑された者に係る公職の候補者であつた者に通知することとされており、この通知をしたときは、裁判所の長から、総務大臣及び当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、衆議院比例代表選挙の重複立候補者については併せて中央選挙管理委員会)に対し、その旨の通知が行われることとなるので、選挙管理委員会又は中央選挙管理委員会としては出訴期間を知りうる立場にあると考へられる。したがつて、出訴期間を経過したときに、法第百二十七条に規定する専属管轄の高等裁判所に対し出訴期間内に訴訟の提起があつたかどうかを照会すれば、所要の事項が確認できることとなる。

三 第三項においては、訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本をそれぞれ関係機関に送付すべき旨定められている。特に議員に関するものについては、それぞれの議会の長にも送付すべき旨定められているが、これは、議員の資格に直接の関係があるからである。

四 第四項においては、衆議院議員選挙における重複立候補者に関する法第百十條又は第百一十一條の訴訟が係属しなくなつたとき又は当該重複立候補者に係る訴訟についての判決が確定したときは、裁判所の長は、関係機関に対し、その係属しなくなつた旨の通知をし又は当該判決書の謄本を送付する場合には、中央選挙管理委員会に対しても当該通知又は送付をしなければならぬ旨定められている。

第十六章 罰 則

(買収及び利誘誘罪)

第二百一十條 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。
- 二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用木、小作、賃権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。
- 三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。
- 四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。
- 五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者があるの交付を受け、その交付を要求し若しくはそ

の申込みを承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2 中央選挙管理委員会の委員若しくは中央選挙管理委員会の職務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその關係区域内の選挙に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 次の各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 公職の候補者
- 二 選挙運動を総括主宰した者
- 三 出納責任者(公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第百九十六條の規定により告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。)
- 四 三以内に分けられた選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の地域のうち一又は二の地域における選挙運動を主宰すべき者として第一号又は第二号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

(昭和三十七年法律第六十号、昭和三十八年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号、昭和三十九年法律第七十号)

(参照条文) 法五の二、三七、六一、七五、一八〇、二〇〇、二一一、二二二、二二四の二、二五一、二五二、二五三の二、二五五の三、地自法八五、一八一、一九一、二六二、二九一の六、農委法一一、漁業法九四、国公法二、地公法三、警察法四一、七一、一六二、三六、三八、三九一、五一、五、五二、五三、一、四、六一

本条から第二百一十三条までは、いわゆる買収罪に関する規定である。買収罪は、選挙犯罪のうちでも最も代表的な、かつ、最も悪質なものである。買収行為は、本来選挙人の自由な意思の表明により行われるべき選挙を不正な利益の授受によって歪曲しようとするものであるからである。

一 法は、これらの不正な行為を禁止し、選挙の公正を期するとともに、買収行為を行った者及びこれに応じた者を処罰することとしており、本条は、(一)普通の買収罪、(二)利害関係誘導罪、(三)事後報酬供与罪、(四)利益の收受及び要求罪、(五)買収目的交付罪、(六)買収周旋勧誘罪、(七)選挙事務関係者及び警察官吏等の買収罪、(八)公職の候補者等の買収罪について規定している。

(一) 普通の買収罪

- (1) 本罪は、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対して金銭、物品等の利益の供与、職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたときに成立し、これらの行為者が処罰される。「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて」とは、いわゆる選挙運動より広い概念であり、単に特定の候補者を支持する場合だけではなく、特定の候補者の当選を妨害することだけが目的である場合も含まれるものである。
- (2) 本罪成立の時期は、選挙運動の許される期間中における行為であると期間前においてなされた行為たる

とを問わず、特定の選挙に關して、選挙人の買収又は選挙運動者の買収のために金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束がなされたときに成立するものと解される。

本罪は、当選を得若しくは得しめ又は得しめぬ目的をもって「選挙人」又は「選挙運動者」に対して買収行為がなされることにより成立する点からすれば、法文上は、選挙の期日の公示又は告示の日以後若しくは当該選挙の立候補の届出が行われた後投票当日までにおいてなされた違法行為について責任を追及されるものとも考えられるが、反面犯罪行為成立の時期について法は何等規定していない点からして、必ずしも法定の選挙運動期間中における買収行為のみに限られるものではなく、本罪制定の趣旨からしても、その犯罪の性質上選挙の期日の公示又は告示前若しくは当該選挙の立候補の届出前においても、本罪が成立するものと解する。このことについて行政例は、「衆議院議員選挙法第百十二條、第百十三條(買収罪)(公選法三二)の犯罪を構成するには時期の如何を問わず又選挙期日の公布の告示前後を問うことなし」(昭二一八司法省決定)といひ、また判例も、「衆議院議員選挙法第百十二條(公選法三二)は犯罪の時期に付何等を規定せざるを以て將來行なわれる選挙に付ても同条の犯罪を構成すべし」(昭五、七、二一大審院)といひ、また、「衆議院議員候補者たらんとする者が衆議院議員選挙法第百十二條第一号(公選法三二)所定の行為を為したる以上は直に同条犯罪の成立を認めべきものにして後日同法第六十七條(公選法八六)により立候補の届出を為したるとその届出を断念したるとは右犯罪の成立に影響を及ぼすものに非ず」(昭九、五、二四大審院)ともいっていること、立候補確定前における買収行為も、選挙期日公示前の買収行為も、あるいはまた解散前においてなされた買収行為も、それが特定の選挙に關し、当選を得若しくは得しめ又は得しめぬ目的をもって選挙人又は選挙運動者

に対してなされたものであれば、その行為の事実によつて本罪が成立するものであり(昭一一、七、大審院)、その後立候補を断念したとしても、本罪の成立に影響するものではない。したがつて立候補の届出前に買収行為を行った場合には本罪及び法第百二十九條違反の罪(事前運動禁止違反罪)が成立する(昭三〇、七、二最高裁)。

なお、その選挙の効力が無効になつても、すでに成立した買収罪の成否に影響がないことはもちろんであり、これについて判例は、「解散が無効で、その解散後に実施された選挙もまた法律上効力がなくしてその選挙において行われた選挙法違反罪に刑事責任がないものとはい得ない。蓋し公に実施された選挙の効力の有無、その選挙においてなされた選挙法違反の刑責の有無とは、何等關係のない問題だからである。この事は選挙がその規定に違反し無効であるとき、それが民事判決により確定された場合においても、その選挙においてなされた選挙法違反の刑責を左右するものでないこと等に徴して容易に理解し得るのである。」(昭二九、四、三最高裁)といつてゐる。

(3) 買収者については、候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者、選挙運動者その他何人たることを問わないものと解される。

(7) 買収者が供与する金銭、物品が本罪の主体たるその供与者の正当な処分権限に係るものでなくとも、本罪の成立に影響するものではない。同旨の判例(昭三三、六、三最高裁)も見られる。

(4) また、二人以上の者が買収することについて共謀した場合において、そのうちのある一人が買収の実行に当たつたときは、その実行はすなわち共謀者の共同意思を行為に移したものであるから、共謀者の全員が本罪の主体たりうる者であり、買収罪の共同正犯として処断されるものとされている(昭五、一一、二三大審院)。

また、供与品が共謀に参与した者のうち何人の所有に屬するかにかかわらず、また、候補者候補者以外の者が共謀して買収行為を行った場合についても、共同正犯が成立するものとされている(昭二一、五、二五大審院)。

(4) 被買収者は、選挙人又は選挙運動者である。投票せしめ又は投票せしめぬことを目的として選挙人を相手として買収するのといふ「投票買収」であり、特定の候補者の為に有利な選挙運動をさせ又は選挙運動をさせないようすることを目的として選挙運動者を買収するのといふ「運動買収」といわれるものである。なお、候補者又は当選人を買収する場合には、法第百二十三條に規定しているから、本罪は、選挙人又は選挙運動者を買収する場合のみ適用があるものである。

(7) 被買収者たる選挙人 選挙人といふのは、一般的には、選挙権を有する者として選挙人名簿に登録されている者といふのであるが、被買収者たる選挙人は、このほかに選挙人名簿に登録されていないが確定判決若しくは選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書を所持する者又は選挙人名簿に登録前であつてもその名簿に登録される資格を有する者は、本罪にいう選挙人である(昭二五、五、一八大審院、昭二二、三、二五大審院)。したがつて、買収行為が行われたときにおいて選挙人たる資格を有しない者であつても、当該選挙において選挙人たりうる者であれば、これらの者に対する買収行為は本罪を成立せしめる。

また、名簿に登録されていても、選挙権を有しない者、犯罪により選挙権を停止されている者、詐偽の手段により名簿に登録されている者等は選挙権を有する者ではないが、これらの者が選挙人名簿に登録されているときは、一応選挙人としての公の推定をうける者であるから、本罪にいう選挙人の中に含まれると解されている。したがつて、これらの者を投票しうる者と誤認して買収を行うときは本罪が成立するものである。反対に選挙権があつても名簿に登録されておらず、登録される資格もない者については、買収しても選挙権を行使できないから、本罪は成立しないと解されている。

(4) 被買収者たる選挙運動者 法は、買収の相手方として選挙人のほかに選挙運動者をも挙げてゐるが、ここでも「選挙運動とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者のため投票を得又は得せざる目的をもつて、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいふ」(選挙に關し候補者のために行われる行為は、たとひ機械的な労働であつても、一般には、当該候補者のため投票を得又は得せざるために直接又は間接に必要かつ有利な行為であること否定しがたく、その行為の目的のいかんによつては選挙運動にあたる)ものであり、「選挙演説のような、選挙民に対する投票の直接の勧誘行為については、その行為に出ること自体をもつて右の目的があるものと認定することができるが、ポスター貼りや葉書の宛名書きのような、選挙民に対する投票の直接の勧誘を内容とし行為については、これらの行為を自らの判断に基づいて積極的に行うなどの特別の事情があるときに限り、右の目的があるものと認定することができる」(昭五三、一、二六最高裁)とされている。そして、投票を電話により依頼する行為など(平一六、二二、二最高裁)、一定の裁量判断を委ねられたうえで葉書を有権者宅へ直接配布する行為(平一三、三、一五東京高裁)、選挙人の面前で〇〇党と書かれたのほり旗を持つてゐる行為、自転車部隊の一員として隊列を組んで自転車を運転する行為(平一五、九、五東京地

論点整理

	有権者買収・運動員買収(公選法 221 I ①、221 III)	有権者への寄付禁止(公選法 249 の 2、199 の 2)	1 収支報告書不記載(政治資金規正法 25 I ②、12)
桜を見る会本体(飲食・土産・開門前入場・記念撮影・芸能人)	<ul style="list-style-type: none"> ・無料で飲食と土産提供 ・開門前入場 ・記念撮影 ・芸能人と会える機会 ・総理挨拶「政権を奪還し」 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料で飲食と土産提供 ・開門前入場 ・記念撮影 ・芸能人と会える機会 	—
前夜祭(差額補填)	・5,000円を超える価値?	・5,000円を超える価値?	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他事業費」として後援会への不記載 ・2019年総理はホテル 18時33分着 20時24分発で長時間滞在、後援会主催の明示あり
ツアー	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 1 ツアー全体 「その他の事業費」として後援会への不記載 2 スタッフ交通費 政党支部への虚偽記載+後援会への不記載
罰則	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 候補者なら4年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	不記載は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金

税金による選挙買収だ

「桜を見る会」追及 国会議員団下関へ 同行取材記



初日の調査後、会見する黒岩事務局長（中央）と左・柚木、右・田村の各氏

山口県報

発行所
〒754-0002
山口県山口市小郡
下郷373番地5
山口県報社
電話083(972)1156
FAX083(972)1047

安倍派への「貢献」で大量参加

県・市議や住民からの聞き取り調査、ぶら下がり会見など全ての中で、真相究明の熱い思いと一致協力の見事なチームワークを印象づけました。

▽「下関の空気」は全国異例だ。黒岩事務局長は数組の聞き取り後、「八百人も桜を見る会に行っているのに、一枚の領収書

も出て来ない。一気に緘口令が敷かれたのか、またそれが徹底するのかが問題表面化までは一種の「誇り」にしていたはずが今は参加したのが悪いのかという口を閉ざす。この空気は他所にはない」旨の印象を語り

増えたのは、安倍首相の元秘書が市長選に立候補する前後から。市長は、何が悪いかと聞き直っている。税金私物化を何と怒っているのかと怒りをあらわにしている。▽下関市議会でも非安倍派には「申込書」もなかった。市議会には二つの安倍派グループがあり

「安倍総理や安倍派の県、市議候補は、各党の持ち味を生かしながら、安倍首相による最悪の国政私物化を許さず、真相究明を求める世論の高まりに応え、何としても安倍政権を退陣に追い込みたいとの決意に溢れた。共闘が政治変えと実感した。山本

モノ言えぬ安倍地元 でも重要証言、怒り

「及んば三人がこの四五五年の間に桜を見る会に行った」という女性には「数年前は二百人ちよつと」と話があった。どつと

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

▽首相は逃げ切った「逃げ勝った」と国民をバカにした暴言をばくや党幹部。しかし「桜を見る会」の国政私物化疑惑は、ぼろ大なる証拠が次々判明し、安倍首相の責任は重大です。一、二の両日、野党の「桜を見る会」追及本部の下関調査に同行し、「安倍退陣へ」の「一穴」は拡大の一途」の実感を強めました。

も出て来ない。一気に緘口令が敷かれたのか、またそれが徹底するのかが問題表面化までは一種の「誇り」にしていたはずが今は参加したのが悪いのかという口を閉ざす。この空気は他所にはない」旨の印象を語り

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

立憲・国民・共産の10氏

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。

「安倍派の市議会控室には桜を見る会の申込書が置いてあった。非安倍派自派にはなかった。ので、コピーをもらって関係者を参加させた」と証言した。と証言した。と証言した。



維大で二人
問主義的思想
家「加藤周一」
を思ふ「生誕百周年」
を締めくくると「同大」
集いが開かれた「同大」
比較文学教授のジュリ
ー・ブロックさん主催。
立命館大学加藤周一現
代思想研究センターの
鷲巣力所長や帝塚山大
学の影佐紅さんが、学
術的な側面にとどまら
ず加藤の人間の側面に
ついて印象深い報告を
した。▼鷲巣さんは、立
命館加藤文庫に寄贈さ
れたぼう大なノートを
紹介し、加藤は日々の
勤勉な作業を積み重ね
た「努力の天才」だと
指摘。影佐史は、人は
その目が恐ろしいという
私には無類に優しく温
かい目にはかと思えない
とヒューマンな加藤像
を浮き立たせた。▼ジュ
リーさんは、最晩年の
カンリックへの入信と、
太平洋戦争での親友の
死の二つをキーワード
に、加藤にとって個人
の尊厳と平等がいかに
かけがえのないもので
あったかをその思想的
営みの中に改めて位置
づけ直した。▼加藤先生
を囲む勉強会「白沙会」
のメンバーが何人も顔
を見せた懇親会は、私
には平凡な日常の裂目に
に現れた「至福の時」。
八五歳春の北京「一命
ある限り九条守れと誓
く」と話す師をまた思
い出した。▼倫理学の本
を書かなかつたが、加
藤は倫理的に生きたと

追及本部の黒岩事務局長（挨拶）、その右・田村事務局長代行（1日）

許さぬ 安倍辞任を

野党統一候補へ協議

市民連合と野党五党 衆院選に向け引き続き努力

参院選の野党統一候補の教訓を生かし、次期衆院選でも統一候補を擁立しようとする。市民連合やまぐちと野党五党が初の協議会を開き、安倍政権の打倒をめざして協議を継続することを確認しました。

山口市内での会合には、市民連合の那須正幹、内山新吾、外山英昭共同代表や国民民主、立憲民主、共産、社民、新社会の五野党代表が出席。内山氏が安倍政権を退陣に追い込むには、参院選の教訓を生かして野党統一候補を必勝を期すことが一番だとのべ、率直な協議を進めていきたいと提言しました。

総がかりも統一候補促進

総がかり行動やまぐち、山本康仁事務局長が基本方針を提起。参院山口選挙区での取り組みを踏まえ、①政権選択選挙となるが、引き続き野党統一候補の擁立をめぐり、

山口市内での会合には、市民連合の那須正幹、内山新吾、外山英昭共同代表や国民民主、立憲民主、共産、社民、新社会の五野党代表が出席。内山氏が安倍政権を退陣に追い込むには、参院選の教訓を生かして野党統一候補を必勝を期すことが一番だとのべ、率直な協議を進めていきたいと提言しました。

総がかり行動やまぐち、山本康仁事務局長が基本方針を提起。参院山口選挙区での取り組みを踏まえ、①政権選択選挙となるが、引き続き野党統一候補の擁立をめぐり、



安倍晋三事務所(右端・阿立秘書)へ要請する熊野、福山氏(左から=5日)

安倍事務所に抗議文 下関

下関

下関、宇部の総がかり行動実行委員会と山口から日本を愛する市民の会・山陽小野田の代表は五日、下関市の安倍晋三事務所を訪れ、「桜を見る会」の国政私物化に抗議するとともに、直ちに首相辞任を求めた要請書を送りました。阿立秘書は「然るべく伝えたい」と答えました。

当日は、三つの市民団体連名の首相辞任を求める「声明」と、さる十一月二十一日の「桜を見る会」下関抗議集会の決議文を提出。声明を読み上げた市民の会の福山隆一共同代表は、「首相主催

総がかり実行委ら怒り込め

市民団体の辞任要求は昨年四月に続き二回目です。の「桜を見る会」並びに「前夜祭」における政権の私物化、税金の私物化に日本国の私物化に對し厳重に抗議する」と強調。憲政史上最大の総理在任は、国民にとっては経済・外交・政治姿勢いずれをとっても「悪夢」に他ならず、この上敢えて執着する総理は直ちに辞任すべきであり、私たちは立憲主義に根差した本来の民主主義政治の回復をめざすと表明しました。

安倍晋三事務所への公開質問状

△今年の桜を見る会の参加者名簿はありますか。もしないなら、いつ、なぜ廃棄したのですか。
△首相は国会答弁で、招待者が自治会、PTA、役員も含まれていますが、安倍首相を応援している方々だけだったのではないですか。
△桜を見る会ツアー参加者には前田晋太郎市長からの推薦もあったのですか。あったなら何人。
△安倍事務所桜を見る会ツアーの約八百人の地

桜を見る会 調査同行記

△二日間の緊急調査を終えて、二日、ツアー会社への質問状提出後、黒岩事務局長、楠木キヤツプらはお下がり会見で次のように話しました。
黒岩氏、自民党支持者の人とも会うことが出来たし、下関ならではの空気がもたらされた。大変成果があった。正直な生の声が聞けた。今後の国

会論戦に生かしたい

これだけでは足りない。一楠木氏、首相は桜を見る会が一般的に功労者が対象かのように自治会やPTAの名をあげたが、今回の調査で、それらの方も安倍派の選挙で応援した者に限られることがわかった。出席した四人の方からも直接聞き取りが出来た。安倍さんによる安倍さんのための桜を見る会だということがよくわかった。今回が最後も引き続き追及していくことには変わりはない。安倍首相を退陣に追い込みたい。田村智子事務局長代行(初日お下がり) 私たちは参加した方を責めているのではない。税金による桜を見る会に参加させ、それを自分のため(選挙、政治活動)に使い、有権者が「恩恵」を売る首相のやり方、政治私物化に、地元で地元下関に来て改めて怒りを覚えた。野党一致協力し、国民の声に応じて追及し、首相にきちんと責任をとらせなくてはと思う。



市民連合と野党5党の初の協議(11月28日)

△近い詰められた現れか、申し入れをドタキャン。調査団は二日、下関市東大和町の安倍晋三事務所真相究明を求める質問状(要旨別項)を提出する予定で、当初は同事務所も了承していた(袖不下関山口ルート班キヤツプの話。ところが来調査直前の十一月二十九日になって、「二要望にそえない」とPTAを拒否。与党幹部が「首相は逃げ切った」逃げ勝った」と強がるのは全く逆に、一致協力した野党の追及に戦々恐々としている安倍首相の姿が如実に示された。首相は窮地に追い込まれ、「首相は窮地に追い込まれた」との強い印象を与えました。

桜を見る会 調査同行記

△二日間の緊急調査を終えて、二日、ツアー会社への質問状提出後、黒岩事務局長、楠木キヤツプらはお下がり会見で次のように話しました。
黒岩氏、自民党支持者の人とも会うことが出来たし、下関ならではの空気がもたらされた。大変成果があった。正直な生の声が聞けた。今後の国

会論戦に生かしたい

これだけでは足りない。一楠木氏、首相は桜を見る会が一般的に功労者が対象かのように自治会やPTAの名をあげたが、今回の調査で、それらの方も安倍派の選挙で応援した者に限られることがわかった。出席した四人の方からも直接聞き取りが出来た。安倍さんによる安倍さんのための桜を見る会だということがよくわかった。今回が最後も引き続き追及していくことには変わりはない。安倍首相を退陣に追い込みたい。田村智子事務局長代行(初日お下がり) 私たちは参加した方を責めているのではない。税金による桜を見る会に参加させ、それを自分のため(選挙、政治活動)に使い、有権者が「恩恵」を売る首相のやり方、政治私物化に、地元で地元下関に来て改めて怒りを覚えた。野党一致協力し、国民の声に応じて追及し、首相にきちんと責任をとらせなくてはと思う。

逃げ切り

野党と世論が追い詰めている

「首相は逃げ切った」(自民)、「逃げ勝った」(公明関係者)と政権幹部がうそぶく「桜を見る会」。そうはさせぬと五日、首相の地元下関市で緊急市民集会が開かれ、「アベ辞めろ」コールが響きわたりました。

アベ政治打倒へ衆院選で野党共闘を

下関、宇部の総がかり行動実行委員会と山口県民団体が呼びかけたもので、寒風吹きつける下関駅前人工地盤に六十名が参加。熊野澤下関実行委員長代表は、「政権幹部は首相は逃げ切ったと逃げ勝ったと強弁するが、安倍首相は野党の一致協力



「逃げ切り許さない」一寒風ついで抗議コールを上げる緊急集会参加者=5日、下関駅前人工地盤



山口県革新党と山口県労連は十一月二十八日、山口市の商店街で安倍首相の「桜を見る会」に抗議する街頭宣伝を行い、「国政の私物化は直ちに退陣を」と訴えました。

安倍首相真つ黒 今度こそ退陣へ

革と連 草 党と宣 新悪が宣

矢だと痛烈に批判した上で、「逃げ切りを許さない最大の方針は、野党が市民の後押しで一刻も早く一つの塊になり、来るべき総選挙で統一候補を立て、アベ政権を打倒することだ。県内でも先日、その協議がスタート。必ず実現する約束したい」と訴え、大きな拍手をあげました。

「桜を見る会」への怒りは地元下関市にとどまらず、各地で広がっています。消費税10%に上げ、税金で「桜を見る会」を年々金ばたきされ、消

絶対に許せない

消費税は10%に上げられ、私たちは泣いてる。なのに安倍さんは税金でお友達を桜を見る会に招待が立ちます。(11月28日、山口市で。女性70代)

県都でも下関でも

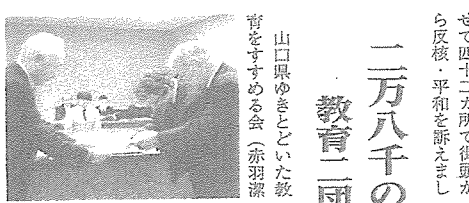
だが、自民党の選挙利用じゃないか。税金による買収が。安倍さん、アウトだよ。(60代、男性)

街頭インタビューに怒り

やPTAの功労者を呼んでると国会参事してはいたが、私には一度も案内などないわよ。選挙応援した人ばかり行ったみたい(1日、下関。60代女性)

戦も敗も政治腐敗も許さない

12・8平和キャラバン 天皇制軍国日本が対米英蘭開戦を決めた太平洋戦争を開始した一九四二年八月八日から七十八年八月八日、二度と再び戦争を許すまいと山口県革新党が三十九回目的の「12・8平和キャラバン」を行い、県内全域に五台の宣伝カーを走ら



12・8平和キャラバンの出発式、山口県庁前

一万八千の署名を提出 教育二団体が県議会へ

山口県ゆきといた教育をすすめる会(赤羽淑代表)と山口県私学助成をすすめる会(小倉章雄代表)は二日、三十八学級や私学助成の増額、教育費の父母負担軽減、障害児教育の充実など十二項目の実現を求める請願署名一万八千九百八十二筆を朝野各党県議会議長に提出しました。

請願書では「家庭の経済状況によらず教育を受ける権利を保障する上で、先進国では常識的な教育の無償化を私立学校も含めてすすめること」が必要だと強調。国がねらう「大学入試改革」を批判し、子どもたちの進路選択に経済・地域格差を生まない社会を築くためにも全項目の採択を訴えました。

質問事項への回答について

令和元年12月19日

内閣官房

1. 今年8月9日に、和泉補佐官と大坪次長が、内閣官房の費用で、内閣官房（健康・医療戦略室）の業務のために京都に行ったことは事実ですか？

(回答)

令和元年8月9日に、和泉補佐官と大坪次長は、内閣官房の業務のために京都府京都市に出張しました。その費用は、内閣官房が支出しました。

2. 和泉補佐官は公務で京都に行ったのでしょうか？

(回答)

1. の回答のとおり、内閣官房の業務のために公務で京都府京都市に行ったものです。

3. 大坪氏は、8月9日は午後のみ、半休を取ったと言っていますが事実ですか？その公休届けが出された日時を教えてください。

(回答)

厚生労働省に確認したところ、以下のとおりです。

- ・ 令和元年8月9日について、13:00から18:15まで休暇を取得しています。
- ・ 当該休暇の申請については、令和元年8月7日に提出されています。

4. 2019年1月以降に、和泉補佐官が内閣官房の費用で使用したハイヤーの使用記録（期日、時間、出発地・目的地）と費用を教えてください。

（回答）

和泉補佐官からは、「ご指摘のハイヤーの使用についてはすべて私費で支払っている」と聞いています。

5. 和泉補佐官と大坪氏は、山中伸弥教授に対して iPS 細胞ストック製造事業に国費を充当しないと伝えたのですか？ それは政府の方針ですか？ 結果的に国費を充当する方針はとなりましたか？

（回答）

ご指摘の山中教授との面会では、iPS 細胞ストック事業に対する今後の支援のあり方について議論を行いました。その際に、「支援をゼロにする」と伝えた事実はありません。

国費の充当に関しては、現在、関係省庁と調整中です。